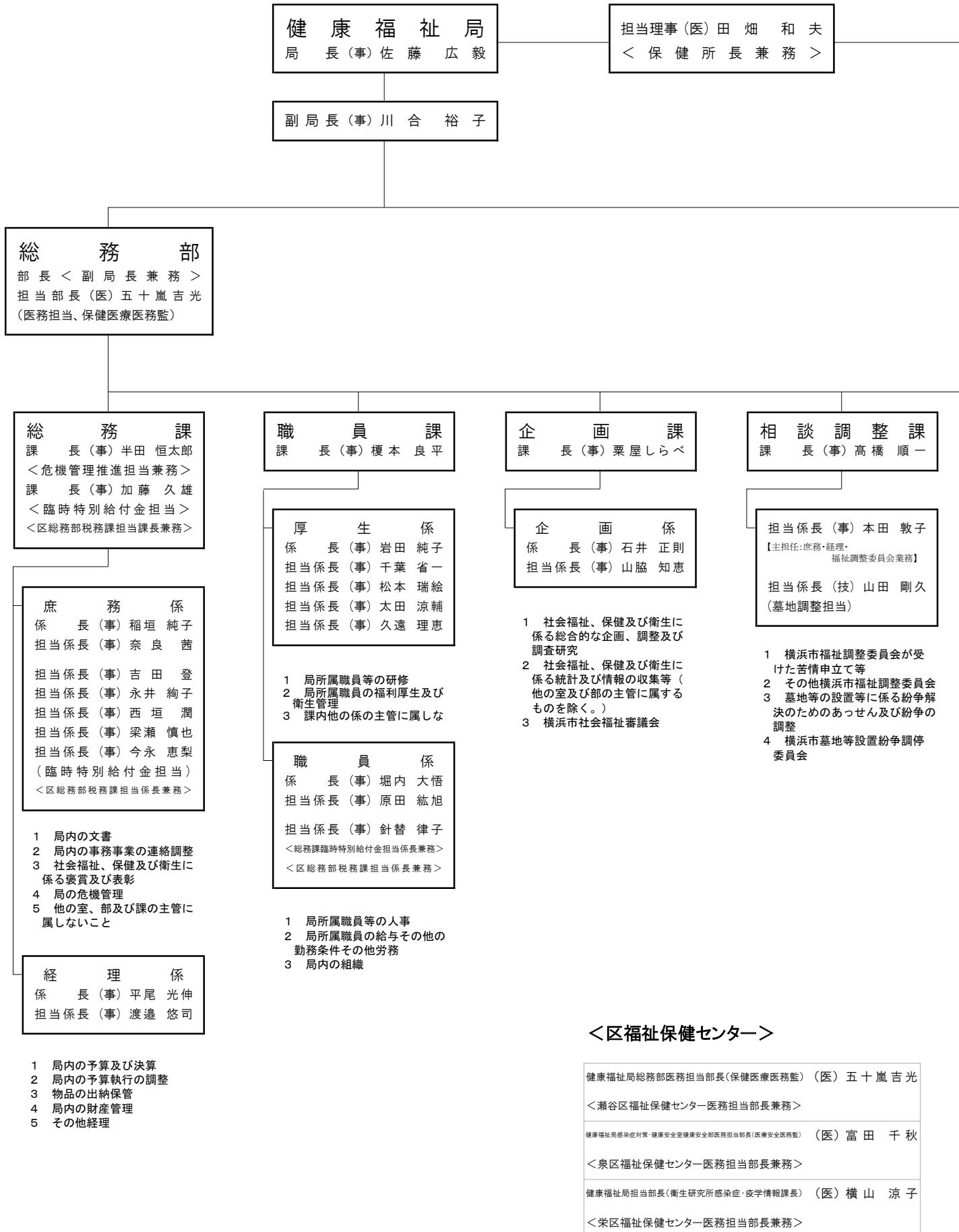


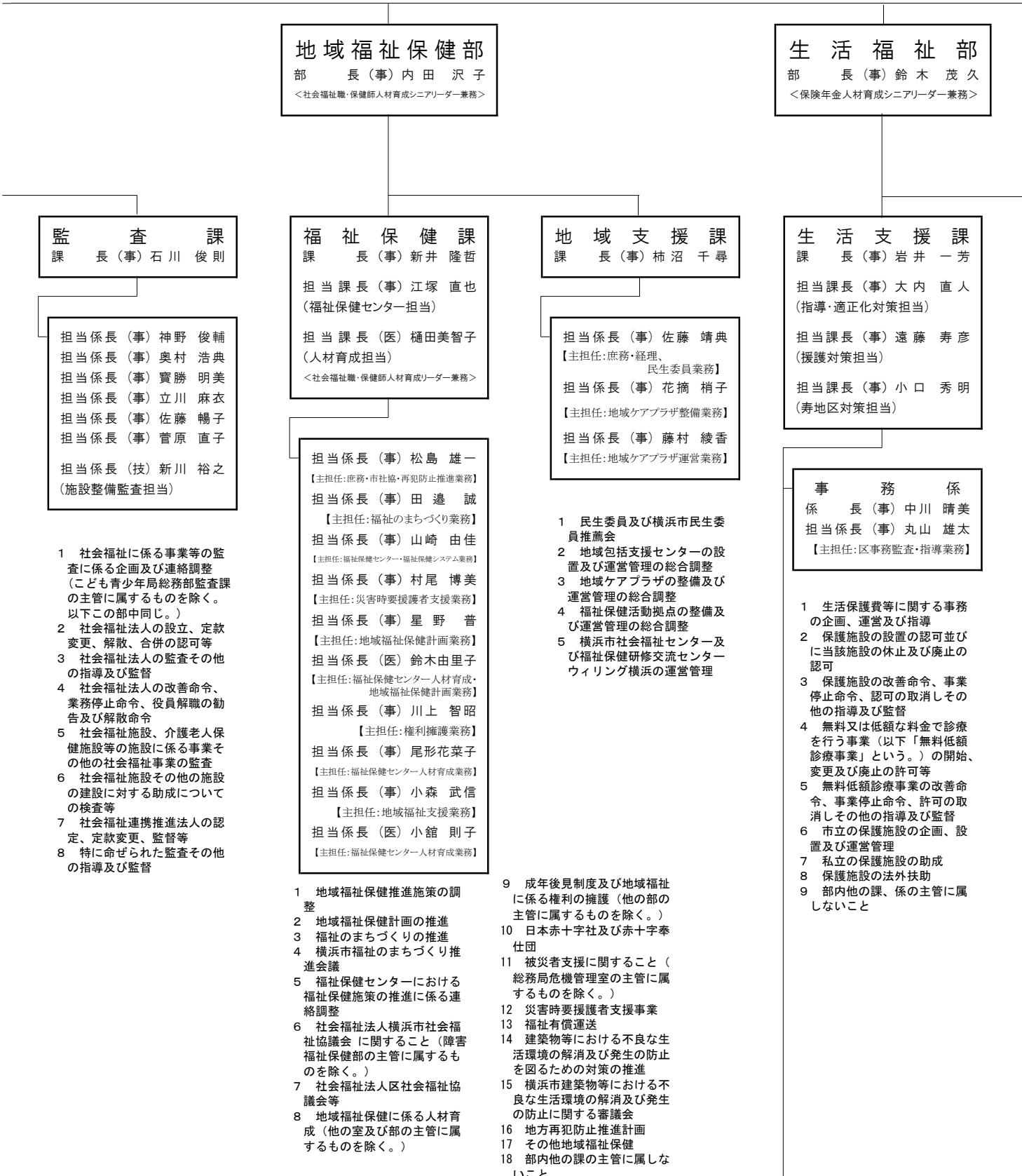
# 機構及び事務分掌

(令和4年5月)

健 康 福 祉 局







生活支援係 係長（事）阿部 卓	
担当係長（事）亀田 貴典 (生活保護指導担当)	
担当係長（事）佐藤 洋一 (指導・適正化対策担当)	
担当係長（事）野村 拓 (生活困窮者支援担当)	
担当係長（事）菊池 智美	
担当係長（事）正寿 弘	
担当係長（事）松本 翁	
担当係長（事）山田 慎一	
担当係長（事）渡部 鮎子	
担当係長（事）渡邊 哲治	
担当係長（事）児島 献一	
担当係長（事）福田 真理	
担当係長（事）山下 朋子 (生活困窮者支援担当)	
<区福祉保健センター生活支援課 生活困窮者支援担当係長兼務>	
担当係長（事）鈴木 大輔 (自立支援担当)	
担当係長（事）坂田弘太郎	
担当係長（事）齋藤 裕史 (援護対策担当)	
担当係長（事）飯嶋 真之 (寿地区対策担当)	

- 1 生活保護法に関する事務の企画、運営及び指導その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行
- 2 保護統計調査
- 3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- 4 医療券等の審査及び支払
- 5 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等
- 6 生活保護世帯の法外援護
- 7 被保護者の就労支援
- 8 原子爆弾被爆者の福祉
- 9 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護
- 10 生活困難者に対する事業（無料低額診療事業を除く。）、隣保事業に係る社会福祉施設（保護施設を除く。）及び社会福祉事業（以下この部中「施設等」という。）の開始、変更及び廃止の届出等
- 11 施設等の立入調査、制限、事業停止令その他の指導及び監督
- 12 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
- 13 寿地区対策
- 14 寿福祉プラザの管理
- 15 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行（他の局の主管に属するものを除く。）

### ひきこもり支援課 課長（事）霧生 哲央

ひきこもり支援係  
係長（事）長谷川美樹  
担当係長（事）山田 麻依  
(相談支援担当)

- 1 ひきこもりに係る相談に関すること（青少年相談センターの主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- 2 ひきこもりに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

### 保険年金課

課長（事）海老原 雅司  
<保険年金人材育成リーダー兼務>

担当課長（事）丸山 直樹  
(債権管理推進担当)

### 管理係 係長（事）相澤 友之

担当係長（事）高橋 明弘  
(医療費適正化等担当)

担当係長（事）大野 悟  
(保険年金システム担当)

担当係長（医）前田 陽名

- 1 国民健康保険事務の企画及び運営
- 2 国民健康保険に係る統計調査、事業報告等

- 3 国民健康保険制度の広報
- 4 国民健康保険関係職員の研修

- 5 横浜市国民健康保険運営協議会
- 6 国民健康保険団体連合会

- 7 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導
- 8 課内他の係の主管に属すること

### 給付係 係長（事）梅田 健 担当係長（事）北西 慎仁

- 1 保険給付
- 2 区役所における給付事務の指導及び連絡
- 3 横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会

### 資格保険料係 係長（事）後藤雄一郎

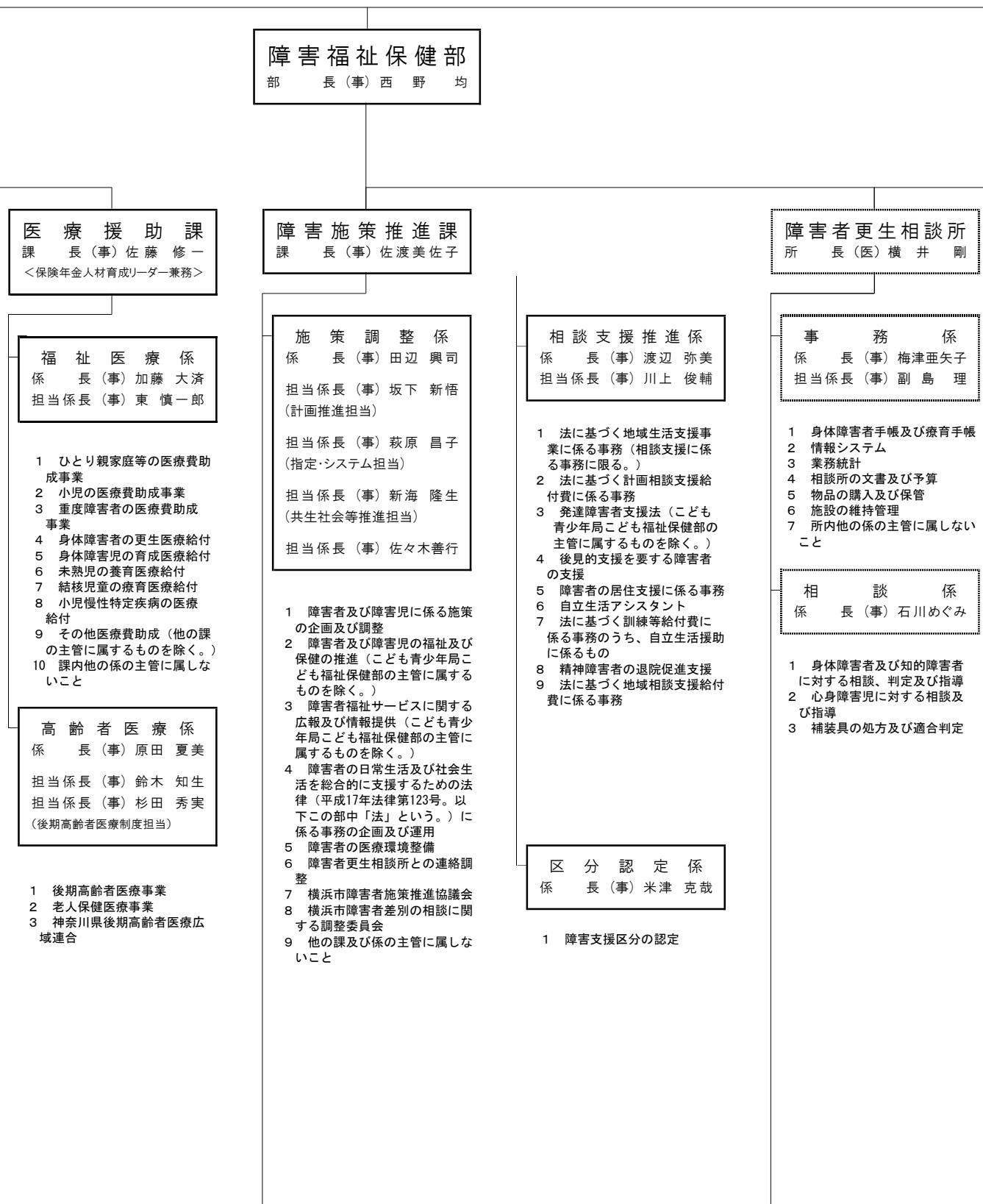
担当係長（事）水石 邦男  
(収納対策担当)

担当係長（事）辻 淳司  
(滞納整理支援担当)

- 1 被保険者の資格の得喪
- 2 保険料の賦課
- 3 区役所における資格事務並びに保険料の賦課事務及び徴収事務の指導及び連絡

### 国民年金係 係長（事）松尾 ゆうこ

- 1 国民年金（特定障害者に係る特別障害給付金及び年金生活者支援給付金を含む。以下のこの部中同じ。）事務の企画及び運営
- 2 国民年金に関する統計調査、事業報告等
- 3 国民年金制度の広報
- 4 区役所における国民年金事務の指導及び連絡
- 5 その他国民年金事務



**精神保健福祉課**  
課長（事）中村秀夫

**精神保健福祉係**  
係長（事）岡田由起子  
担当係長（事）神谷昌吾

- 1 精神科病院の実地指導
- 2 医療社会事業
- 3 こころの健康相談センターとの連絡調整
- 4 横浜市精神保健福祉審議会
- 5 依存症対策の企画及び調整
- 6 その他精神保健及び精神障害者福祉（他の局、室、部、課、センター及び係の主管に属するものを除く。）
- 7 課内他の係の主管に属しないこと

**救急医療係**  
係長（事）山内航

- 1 精神障害者の救急医療（横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。）第4条福祉保健センターの項目高齢・障害支援課の部第1号に掲げる事務を除く。）
- 2 精神科医療に係る相談

**こころの健康相談センター**  
センター長（医）白川教人  
担当課長（医）山田康弘  
<精神科救急医療対策担当兼務>  
担当課長  
<精神保健福祉課長兼務>

**相談援助係**  
係長（事）坂田瑞恵  
担当係長（事）佐々木祐子  
(依存症等対策担当)  
担当係長（事）渡邊雅哉  
担当係長（医）櫻井善啓  
<精神科救急医療対策担当兼務>  
担当係長（医）小西潤  
<精神科救急医療対策担当兼務>  
<医療局医療政策部医療政策課担当課長兼務>

**障害自立支援課**  
課長（事）今井智子

**福祉給付係**  
係長（事）奈木修人  
担当係長（事）中西勇人  
(居宅サービス担当)

- 1 特別障害者手当等
- 2 心身障害者扶養共済事業
- 3 法に基づく介護給付費に係る事務（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護及び同行援護に係る事務に限る。）
- 4 法に基づく補装具費の支給に係る事務
- 5 法に基づく地域生活支援事業に係る事務（日常生活用具給付等及び障害者入浴サービスに係る事務に限る。）
- 6 障害者の住環境整備（他の課の主管に属するものを除く。）
- 7 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理
- 8 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
- 9 その他障害者個人に対する給付（他の局、室、部及び課の主管に属するものを除く。）
- 10 課内他の係の主管に属しないこと

**社会参加推進係**  
係長（事）工藤岳

- 1 手話通訳の派遣
- 2 横浜市障害者研修保養センターの運営管理
- 3 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理
- 4 障害者のスポーツ及び文化活動の推進
- 5 法に基づく地域生活支援事業に係る事務（コミュニケーション支援に係る事務に限る。）障害者団体（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）

**就労支援係**  
係長（事）内山博人

- 1 障害者の就業支援
- 2 福祉授産所における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所への支払
- 3 地域作業所等に対する作業のあっせん
- 4 就業支援に係る関係機関、企業等との連絡調整

**移動支援係**  
係長（事）東宏子

- 1 法に基づく地域生活支援事業に係る事務（移動支援に係る事務に限る。）
- 2 重度障害者タクシー料金の助成
- 3 障害者施設通所者交通費助成及び特別乗車券
- 4 その他、障害者の移動支援（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）

## 高齢健康福祉部

部長（事）佐藤泰輔

<保険年金人材育成シニアリーダー兼務>

### 障害施設サービス課 課長（事）高橋昌広

施設管理係  
係長（事）品田和紀  
担当係長（事）赤池洋一  
(整備推進担当)

- 市立の障害者福祉施設の運営管理
- 市立の障害者施設の企画及び設置
- 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成
- 課内他の係の主管に属しないこと

### 地域施設支援係 係長（事）坂井良輔

- 法に基づく地域生活支援事業に係る事務（地域活動支援センターに係る事務に限る。）
- 障害者地域活動ホーム
- 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業（地域福祉保健部の主管に属するものを除く。）
- 障害者及び障害児の在宅生活の支援（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）

施設等運営支援係  
係長（事）水原伸浩  
担当係長（事）佐藤央一  
(共同生活援助担当)  
担当係長（事）廣沢大輔

- 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等
- 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助
- 障害者施設の調査、指導及び調整
- 法に基づく介護給付費に係る事務（生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に限る。）
- 法に基づく訓練等給付費に係る事務（他の課の主管に属するものを除く。）
- 法に基づく地域生活支援事業に係る事務（日中一時支援に係る事務に限る。）

### 障害者支援施設 松風学園 園長（事）中村剛志

管理係  
係長（事）川端勇飛  
担当係長（医）額田恵子  
【主担当：保健及び医療業務】  
担当係長（事）清水純子

- 園の文書及び予算
- 物品の購入及び保管
- 入所者、通所者等の給食
- 入所者、通所者等の保健及び医療
- 園内の取締り及び施設の維持管理
- 園内他の係の主管に属しないこと

### 地域支援係 係長（事）今井俊之

- 入所者、通所者等の地域活動への参加等施設の社会化の推進
- 入所者及び通所者の社会参加のための保護者に対する相談及び指導
- 知的障害者の通所による保護及び更生に必要な支援

### 入所支援第一係 係長（事）小川雅之

- 知的障害者の入所による保護及び更生に必要な支援

### 入所支援第二係 係長（事）野口慶太郎 担当係長（事）荒木麻子 【主担当：入所者支援業務】

- 知的障害者の入所による保護及び更生に必要な支援

### 高齢健康福祉課 課長（事）鳥居俊明 担当課長（事）喜内亜澄

### 計画調整係 係長（事）川添祐子

- 高齢者福祉に係る企画及び調整
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 部内他の課及び係の主管に属しないこと

### 生きがい係 係長（事）藤原秀美 担当係長（事）榎原剛 (人材確保等担当)

担当係長（事）藤木康子

- 老人クラブ
- 老人福祉センター等
- 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理
- 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業
- 敬老特別乗車証交付事業
- 全国健康福祉祭
- その他高齢者の福祉（他の課の主管に属するものを除く。）

**地域包括ケア推進課**  
課長（事）鴨野寿美夫  
<医療局疾病対策部がん・疾病対策課  
地域包括ケア推進担当課長兼務>

**高齢在宅支援課**  
課長（事）水野直樹

**高齢施設課**  
課長（事）松村健也  
担当課長（事）北條雅之  
(高齢施設整備担当)

**介護保険課**  
課長（事）高橋陽子  
<保険年金人材育成リーダー兼務>

**地域包括ケア推進係**  
係長（事）津田善之  
<医療局疾病対策部がん・疾病対策課  
地域包括ケア推進担当係長兼務>

担当係長（事）小山直博  
(生活支援体制整備担当)

担当係長（医）清水智子  
(介護予防担当)

担当係長（事）伊藤彩子  
(高齢者社会参加推進担当)

担当係長（18）  
<区役所福祉保健センター  
高齢障害支援課地域包括ケア  
推進担当係長兼務>

担当係長（事）河合昭子

**在宅支援係**  
係長（事）郷原達也  
担当係長（事）阪柳雅也  
担当係長（事）柏田和司  
担当係長（医）高野利恵  
(認知症等担当)  
担当係長（事）京増高志

**施設運営係**  
係長（事）池村明広  
担当係長（事）細川周蔵  
担当係長（事）田中牧子

担当係長（事）森充弘  
担当係長（事）長久博  
担当係長（事）高橋雅也  
担当係長（事）三浦真紀子  
担当係長（事）田沼庄  
担当係長（事）上門光広  
担当係長（事）片寄努

- 1 地域包括ケアの推進
- 2 高齢者の一般介護予防事業
- 3 高齢者の生活支援体制整備事業

- 1 在宅の要援護高齢者等の福祉（他の課の主管に属するものを除く。）
- 2 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務（他の課の主管に属するものを除く。）
- 3 高齢者等の包括的支援事業（他の課の主管に属するものを除く。）
- 4 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）の指定事業者への支援（他の課の主管に属するものを除く。）
- 5 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

- 1 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 2 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（介護予防事業を含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 3 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 4 生活支援短期入所生活介護
- 5 老人福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の認可等（他の課の主管に属するものを除く。）
- 6 老人福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督（他の課の主管に属するものを除く。）
- 7 老人福祉に係る社会福祉事業（老人福祉施設に係るもの除外。以下の部中「老人福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等（他の課の主管に属するものを除く。）
- 8 老人福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督（他の課の主管に属するものを除く。）
- 9 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助
- 10 市立の老人福祉施設の運営管理（他の課の主管に属するものを除く。）
- 11 有料老人ホームの届出、指導、改善命令等
- 12 サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等（他の局の主管に属するものを除く。）
- 13 他の係の主管に属しないこと

**施設整備係**  
係長（事）岩瀬敬二  
担当係長（事）松本直久

- 1 市立の老人福祉施設の企画及び設置
- 2 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成
- 3 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等
- 4 よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居（建築局の主管に属するものを除く。）

**感染症対策・健康安全室**  
室長(事) 中島 隆雄  
<保健所担当理事兼務>

健康安全部健康安全課、生活衛生課、動物愛護センター、食品衛生課、医療安全課職員は、保健所を兼務。  
事務分掌は、○数字で表記されています。

**健 康 安 全 部**

部長(事) 水野 圭一郎  
担当部長(技) 市川 英毅  
(監視等担当)

<衛生監視員人材育成シニアリーダー兼務>  
担当部長(健康危機管理担当、健康安全医務監)

<金沢区福祉保健センター長兼務>  
担当部長(医) 富田 千秋  
(医務担当、医療安全医務監)

担当部長(医) 嘉代 佐知子  
(健康推進担当)  
担当部長(医) 佐藤 真理代

担当部長(事) 小川 信也  
(斎場墓地整備担当)

担当部長(事) 原田 浩一郎  
(感染症対策強化担当)

担当部長(事) 竹下 幸紀  
担当部長(事) 近藤 武  
担当部長(事) 小野 哲也  
(ワクチン接種調整等担当)  
担当部長(医) 赤松 智子  
(医務担当)

< 健康安全課長兼務 >

感染症対策・健康安全室健康安全部健康安全課のワクチン接種調整等担当(係長級)は次ページに記載

**介護事業指導課**  
課長(事) 川原 博  
担当課長  
<高齢施設課高齢施設整備担当課長兼務>

**指導監査係**  
係長(事) 阿相 啓吾  
担当係長(事) 和賀登功大

- 1 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者(以下この部中「指定居宅サービス事業者等」という。)の指導、調整、改善勧告及び改善命令(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 課内他の係の主管に属しないこと

**運営支援係**  
係長(事) 大岩 真人  
担当係長(事) 茂垣 朋子  
担当係長(事) 北山 智基

- 1 指定居宅サービス事業者等及び第1号事業の指定事業者の指定、指定効力停止、指定取消等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等(他の課の主管に属するものを除く。)

- 1 健康安全に係る施策の企画及び調整
- 2 感染症の予防、医療、発生動向の調査等(横浜市保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに同規則第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。)
- 3 予防接種
- 4 横浜市予防接種事故対策調査会
- ① 横浜市感染症診査協議会
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議
- ③ 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可
- ④ 第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号、第11号及び第16号に掲げる事務の総括
- ⑤ 部内他の課の主管に属しないこと

**健 康 安 全 課**  
課長

<健康安全部医務担当部長兼務>  
<総務局危機管理室危機管理部  
危機管理課担当課長兼務>

担当課長(事) 木野 知裕  
<放射線対策担当兼務>  
担当課長(事) 藤川 満  
担当課長(医) 菅野 美穂  
(健康危機管理担当)

担当課長(医) 藤井 由貴  
担当課長(医) 近藤 修治  
(医務担当)

担当課長(事) 橋本 育世  
(感染症対策強化担当)

担当課長(事) 鳥丸 雅司  
担当課長(事) 山村 太郎  
担当課長(事) 吉田 聰子  
担当課長(事) 曽我 直樹  
担当課長(事) 藤塚 万里子  
担当課長(事) 三室 直樹  
担当課長(事) 中村 昭夫  
担当課長(事) 河野 正樹  
担当課長(事) 山本 登  
担当課長(事) 鈴木 真実  
担当課長(事) 河合 太一  
担当課長(事) 吉池 玲美  
担当課長(事) 加藤 未歩  
担当課長(事) 丸山 真隆  
担当課長(事) 奥津 直臣  
担当課長(事) 八木澤 勉  
(ワクチン接種調整等担当)

担当課長(事) 菊池 潤  
担当課長(事) 曽我 太一  
担当課長(事) 田口 真希

担当係長(事) 楠田 裕司  
【主担当:庶務業務】  
担当係長(医) 竹生田 美苗  
【主担当:結核・エイズ対策業務】  
担当係長(事) 桑原 徹  
【主担当:予防接種業務】

担当係長(事) 岡村 研吾  
担当係長(事) 阿武 良亮  
担当係長(技) 中川 澄太  
担当係長(事) 菊池 匠  
担当係長(事) 笹木 千恵  
担当係長(事) 犬野 佑太  
担当係長(事) 根本 一弘  
担当係長(事) 長谷川瞬右  
担当係長(事) 辻 義央  
担当係長(医) 田中 真弓  
担当係長(事) 嶋野 雄一  
担当係長(事) 野口 敦子  
担当係長(事) 小林 岳生  
担当係長(医) 伊藤 正子  
担当係長(医) 末吉 広典  
<放射線対策担当兼務>  
担当係長(技) 内田 憲志  
担当係長(技) 高橋 直矢  
担当係長(医) 佐藤 里恵  
担当係長(医) 阿部礼以亞  
担当係長(医) 山本 洋美  
担当係長(事) 田中 健雄  
担当係長(事) 山本 宏毅  
担当係長(事) 藤森 健弘  
担当係長(事) 城内 佑  
担当係長(事) 池畠 和輝  
(健康危機管理担当)

担当係長(事) 古川 博映  
担当係長(事) 神田紗弥加  
(感染症対策強化担当)

ワクチン接種調整等担当（係長級）以外の感染症対策・健康安全室健康安全部健康安全課については前ページに記載

生活衛生課長、  
環境指導係長、  
生活衛生係長は、  
健康安全課健康危機管理担当を兼務

動物愛護センター長、  
運営企画係長、愛護推進係長  
動物愛護センター担当係長は、  
健康安全課健康危機管理担当を兼務

担当係長（事）田中 克明  
担当係長（事）深谷 章史  
担当係長（事）中原 智也  
担当係長（事）岸 賢  
担当係長（事）坂下 遼  
担当係長（事）三原 和真  
担当係長（事）米澤 宏彰  
担当係長（事）渡邊 隆弘  
担当係長（事）小島 拓郎  
担当係長（事）橋本 宏  
担当係長（事）西海友希代  
担当係長（事）橋本 剛  
担当係長（事）品田 陽平  
担当係長（事）玉井 猛  
担当係長（事）中山 拓  
担当係長（事）清水 直樹  
担当係長（事）竹松 秀人  
担当係長（事）平野 智識  
担当係長（事）関本 早冬  
担当係長（事）中村 巧  
担当係長（事）西島 史枝  
担当係長（事）工藤 恵子  
担当係長（事）樺嶋 健行  
担当係長（事）磯貝 俊介  
担当係長（事）松崎 善夫  
担当係長（事）飯塚信太郎  
担当係長（事）横路 恵美  
担当係長（事）伊藤 豊  
担当係長（事）桑田 雄飛  
担当係長（事）吉田 則也  
担当係長（事）川村 興文  
担当係長（事）鈴木 稔  
担当係長（事）西 和輝  
担当係長（事）鈴木 昭則  
担当係長（事）松本 光夫  
担当係長（事）隈 清貴  
担当係長（事）竹内真行  
担当係長（事）竹上 紘平  
担当係長（事）平井 聰  
担当係長（事）草野 誠子  
担当係長（事）手塚 昌宏  
担当係長（事）長門 将幸  
担当係長（事）久保田晶夫  
担当係長（技）不破野裕崇  
担当係長（事）沖田 耕作  
担当係長（事）間宮 重幸  
担当係長（事）木和田茉莉  
担当係長（事）真田 純  
(ワクチン接種調整等担当)

**生活衛生課**  
課長（技）池田 進  
<総務局危機管理室危機管理部  
危機管理課担当課長兼務>  
<衛生監視員人材育成リーダー兼務>

**環境指導係**  
係長（技）望月 圭太

- 1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等
- 2 横浜市墓地等設置財務状況審査会
- 3 環境衛生関係団体
- 4 その他生活衛生（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び同規則第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）
  - ① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく報告の徴収及び立入検査
  - ② 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月横浜市条例第5号）に基づく立入調査
  - ③ 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第2号に掲げる事務総括
- 5 えなその他出産に伴う産別処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号）に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務
- 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去
- 7 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第1号及び第3号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事務並びに同規則同項同号の事務に係る苦情受付及び調査の総括

**生活衛生係**  
係長（技）仲澤 誠人  
担当係長（技）尾上 裕  
(住宅宿泊事業担当)

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録
- 2 昆虫等の防除（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）
- 3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出等（文化観光局及び建築局の主管に属するもの）及び同法に係る事務の連絡調整
- ① 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関する書類の経由事務
- ② 温泉法施行細則（昭和59年3月横浜市規則第11号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出
- ③ 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消し
- ④ 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年9月横浜市規則第93号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出

**動物愛護センター**  
センター長（技）及川 知子  
<衛生監視員人材育成リーダー兼務>

**運営企画係**  
係長（事）相澤 隆  
担当係長（技）松田いぶき  
【主担任：動物取扱業務】

- 1 センターの運営管理
  - 2 動物の愛護管理及び狂犬病の予防等に係る事業の企画、調整及び啓発
  - 3 動物取扱業の登録、監視、指導等
  - 4 特定動物の飼養又は保管の許可、監視、指導等
  - 5 犬、ねこ等の収容等
  - 6 課内他の係の主管に属しないこと
- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第12号から第14号までに掲げる事務の総括

**愛護推進係**  
係長（技）渡邊 卓彌

- 1 犬、ねこ等の保管、返還、譲渡及び啓発
  - 2 犬、ねこ等の健康診断、治療その他の必要な措置
  - 3 犬及びねこの不妊手術及び去勢手術
  - 4 狂犬病予防注射
  - 5 狂犬病の鑑定
  - 6 人と動物の共通感染症等の検査、研究等
- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第12号から第14号までに掲げる事務の総括（運営企画係の主管に属するものを除く。）

食品衛生課長、  
食品衛生係長、食品監視係長、  
食品衛生課担当係長は、  
健康安全課健康危機管理担当  
を兼務

**食品衛生課**  
課長（技）牛頭文雄  
<総務局危機管理室危機管理部  
危機管理課担当課長兼務>  
<衛生監視員人材育成リーダー兼務>

**食品衛生係**  
係長（技）中条圭同

- 1 食品衛生関係団体
- 2 と畜場の設置の許可等
- 3 その他食品衛生（他の係の主管に属するもの並びに保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び同規則第4条生活衛生課の項第6号、第9号から第11号まで及び第17号に掲げる事務を除く。）
- 4 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所
- 5 衛生研究所
- 6 課内他の係の主管に属しないこと
- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第9号に掲げる事務の総括（食品監視係の主管に属するものを除く。）
- ② 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第10号に掲げる事務の総括

**食品監視係**  
係長（技）柴野智之  
担当係長（技）鈴木敦郎  
【主担当：食品専門監視班】

担当係長（技）林詳士  
【主担当：食品表示】  
<放射線対策担当兼務>

**医療安全課**  
課長（事）上田誠

担当係長（事）大倉美希  
【主担当：課庶務】  
  
担当係長（事）剣持宏樹  
担当係長（事）菅原潤  
<放射線対策担当兼務>  
担当係長（事）高橋かおり  
担当係長（事）廣部孝昌  
(医療監視等担当)  
  
担当係長（技）水鳥俊幸  
担当係長（事）高瀬修  
担当係長（事）古館淳  
  
担当係長（医）山本寛子  
(医務担当)

1 医療に係る相談等  
2 医療安全情報の提供  
3 医療安全研修  
4 その他医療安全の確保  
5 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく許可及び認可  
① 医事及び薬事（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく許可及び認可並びに保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第15号に掲げる事務を除く。）  
② 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第15号に掲げる事務の総括

- 1 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等
- 2 食品の輸出に係る主務大臣への報告
- 3 食品等の回収に係る厚生労働大臣への報告等に関すること。

- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第9号及び第17号に掲げる事務の総括
- ② 食品衛生関係営業の監視及び指導
- ③ 食品等の検査
- ④ 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関すること（横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第6条感染症対策・健康安全室の款健康安全部の項食品衛生課の部第5号に掲げる事務を除く。）。

**保健事業課**  
課長（事）秋野奈緒子  
担当課長（医）東健一  
(事業推進担当)

担当課長（事）阿部響  
担当課長（事）山田洋  
担当課長（医）奥田清子  
  
担当課長（医）岩松美樹  
(健康づくり担当)

担当係長（事）田島彰  
【主担当：室・課庶務】

担当係長（事）坪井宏哲  
【主担当：検診等業務】

担当係長（事）鈴木英里  
【主担当：公害保健等業務】

担当係長（技）田島隆道  
【主担当：放射線業務】  
<放射線対策担当兼務>

担当係長（事）堀上智貴  
担当係長（事）小林信言  
(難病対策担当)

担当係長（医）矢島陽子  
担当係長（事）山田和子  
(健康づくり担当)

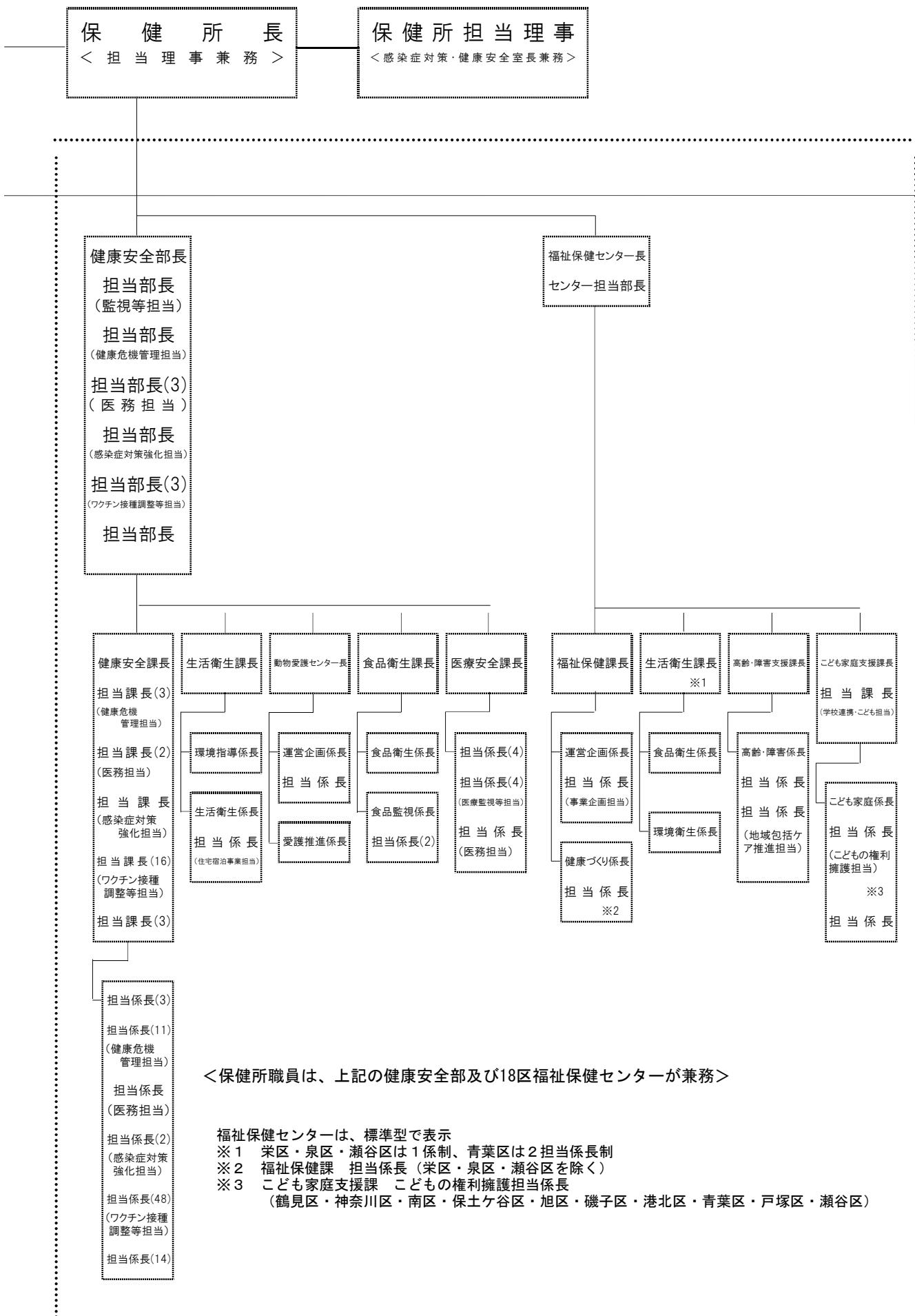
担当係長（医）柴田亜輝  
担当係長（事）和泉大

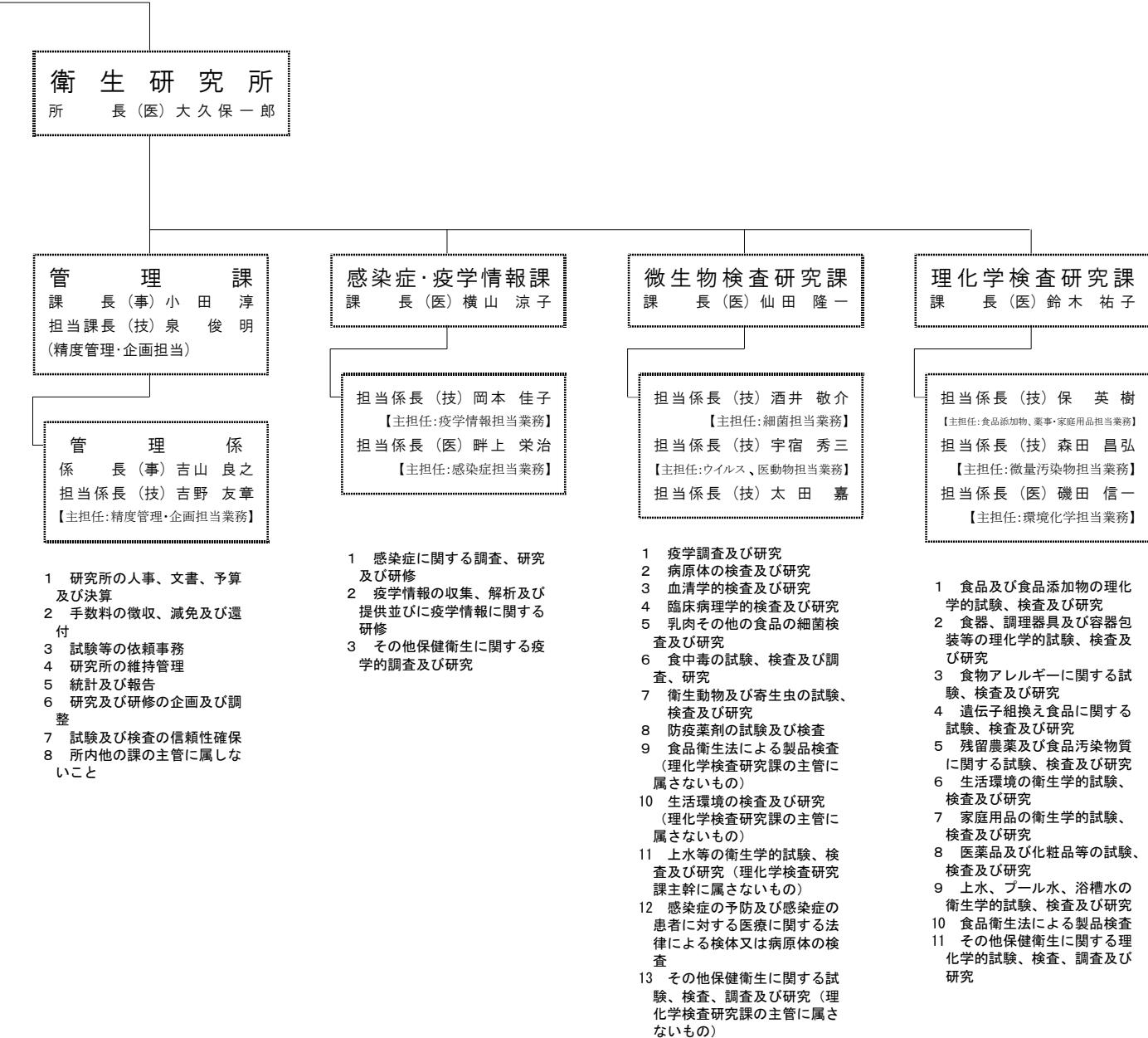
担当係長（事）池田達哉  
担当係長（事）山崎信也  
【主担当：よこはま健康スタイル担当】

担当係長（医）中村周平  
担当係長（医）安永愛  
<医療局疾病対策部がん・疾病対策課  
歯科医療担当係長兼務>

- 1 保健施策に係る企画及び総合調整
- 2 健康増進（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 3 栄養改善
- 4 歯科保健（母子保健に係るものを除く。）
- 5 献血の推進等
- 6 保健活動推進員
- 7 原子爆弾被爆者の援護（生活福祉部の主管に属するものを除く。）
- 8 難病対策
- 9 その他疾病対策（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 10 公害健康被害の調査、補償及び救済
- 11 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会
- 12 その他公害保健福祉
- 13 衛生に係る統計及び人口動態統計
- 14 公益財団法人横浜市総合保健医療財團
- 15 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センター
- 16 室内他の課の主管に属する課の主管に属するものを除く。）







兼務による局際的な横断組織

**【放射線対策担当】**

補 職 名
総務局危機管理室危機管理部危機管理課長
政策局シティプロモーション推進室広報課長
市民局区政支援部区連絡調整課長
市民局区政支援部地域施設課長
市民局スポーツ統括室スポーツ振興課担当課長
経済局中央卸売市場本場運営調整課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部監視等担当部長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部健康危機管理担当課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部健康安全課健康危機管理担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部食品衛生課担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部医療安全課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部医療安全課医療監視等担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部保健事業課担当係長
環境創造局環境保全部環境管理課長
環境創造局公園緑地部公園緑地維持課長
環境創造局下水道施設部下水道施設管理課長
資源循環局政策調整部政策調整課調査等担当課長
資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課長
資源循環局適正処理計画部施設課長
資源循環局適正処理計画部処分地管理課長
道路局道路部維持課長
道路局道路部施設課長
道路局河川部河川企画課長
港湾局政策調整部政策調整課長
水道局浄水部浄水課長
水道局浄水部水質課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課担当課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課中学校給食推進担当課長

# 健康福祉局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

### 職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

### 企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及び部の主管に属するものを除く。)。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

### 相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

### 監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関する事(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関する事。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関する事。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する事。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関する事。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関する事。
- (7) 社会福祉連携推進法人の認定、定款変更、監督等に関する事。
- (8) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関する事。

## 地域福祉保健部

### 福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の室及び部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 被災者支援に関すること（総務局危機管理室の主管に属するものを除く。）。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) 福祉有償運送に関すること。
- (14) 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- (15) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会に関すること。
- (16) 地方再犯防止推進計画に関すること。
- (17) その他地域福祉保健に関すること。
- (18) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センター ウィーリング横浜の運営管理に関すること。

## 生活福祉部

### 生活支援課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設（保護施設を除く。）及び社会福祉事業（以下この部中「施設等」という。）の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。

- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (20) 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (21) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### ひきこもり支援課

- (1) ひきこもりに係る相談に関すること（青少年相談センターの主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) ひきこもりに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

#### 保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金（特定障害者に係る特別障害給付金及び年金生活者支援給付金を含む。以下この部中同じ。）の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

#### 医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。

- (3) 重度障害者の医療費助成事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

### 障害福祉保健部

#### 障害施策推進課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉及び保健の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関する事務（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関する事務。
- (5) 発達障害者支援法に関する事務（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事務。
- (7) 障害者更生相談所との連絡調整に関する事務。
- (8) 横浜市障害者施策推進協議会に関する事務。
- (9) 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会に関する事務。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、相談支援に係る事務に関する事務。
- (11) 法に基づく訓練等給付費に係る事務のうち、自立生活援助に係るものに関する事務。
- (12) 法に基づく計画相談支援給付費に係る事務に関する事務。
- (13) 自立生活アシスタントに関する事務。
- (14) 障害者の居住支援に係る事務に関する事務。
- (15) 精神障害者の退院促進支援に関する事務。
- (16) 法に基づく地域相談支援給付費に係る事務に関する事務。
- (17) 障害支援区分の認定に関する事務。
- (18) 部内他の課の主管に属しない事務。

#### 精神保健福祉課

- (1) 精神科病院の実地指導に関する事務。
- (2) 医療社会事業に関する事務。
- (3) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事務（他の局、室、部及び課並びにこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (4) こころの健康相談センターとの連絡調整に関する事務。
- (5) 依存症対策の企画及び調整に関する事務。
- (6) 横浜市精神保健福祉審議会に関する事務。
- (7) 精神障害者の救急医療に関する事務（保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。）。
- (8) 精神科医療に係る相談に関する事務。

## 障害自立支援課

- (1) 特別障害者手当等に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス及びコミュニケーション支援に係る事務に関すること。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること（障害施策推進課の分掌事務第14号に係るもの）。
- (12) 特別乗車券に関する事務。
- (13) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事務。
- (14) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事務。
- (15) 障害者の就労支援に関する事務。
- (16) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関する事務。
- (17) 障害者の就労支援に係る関係機関、企業等との連絡調整に関する事務。
- (18) その他障害者個人に対する給付に関する事務（他の局、部及び課並びにこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (19) その他障害者団体に関する事務（他の局、室、部及び課の主管に属するものを除く。）。

## 障害施設サービス課

- (1) 市立の障害者施設に関する事務（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市立の障害者施設の整備に関する事務。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関する事務。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事務。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事務。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事務。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事務。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務（自立生活援助に係るものを除く。）に関する事務。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事務。
- (10) 障害者地域活動ホームに関する事務。
- (11) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事務。
- (12) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関する事務（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。

属するものを除く。)。

## 高齢健康福祉部

### 高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (2) 高齢者の一般介護予防事業に関すること。
- (3) 高齢者の生活支援体制整備事業に関すること。

### 高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関するこ(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 高齢者等の包括的支援事業に関するこ(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。)の指定事業者への支援に関するこ(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関するこ。

### 高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関するこ。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いざれも予防給付に係るものを含む。)の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関するこ。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関するこ。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関するこ。
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業及び施設に係る許可等に関するこ(他の課の主管に属するものを除く。)。

- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関すること(建築局の主管に属するものを除く。)。

#### 介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付等に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。

#### 介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

#### 感染症対策・健康安全室

##### 健康安全部

###### 健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること(保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。)。

- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

#### 生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく経営の許可等に  
関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基  
づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関する事務（保健所事務分掌規則第 4 条生活衛生課の項第 5 号  
に掲げる事務を除く。）。
- (6) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出等（文化観光局及び建  
築局の主管に属するものを除く。）及び同法に係る事務の連絡調整に関する事務。
- (7) その他生活衛生に関する事務（保健所事務分掌規則第 3 条生活衛生課の項及び  
第 4 条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務を除く。）。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事務。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事務。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事務。
- (4) 食品の輸出に係る主務大臣への報告に関する事務。
- (5) 食品等の回収に係る厚生労働大臣への報告等に関する事務。
- (6) その他食品衛生に関する事務（保健所事務分掌規則第 3 条食品衛生課の項並び  
に第 4 条生活衛生課の項第 6 号、第 9 号から第 11 号まで及び第 17 号に掲げる事  
務を除く。）。
- (7) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事務。
- (8) 衛生研究所に関する事務。

#### 医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事務。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事務。
- (3) 医療安全研修に関する事務。
- (4) その他医療安全の確保に関する事務。
- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可に関する事務。

#### 保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関する事務。
- (2) 健康増進に関する事務（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 栄養改善に関する事務。
- (4) 歯科保健に関する事務（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関する事務。
- (6) 保健活動推進員に関する事務。

- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事項（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関する事項。
- (9) その他疾病対策に関する事項（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事項。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事項。
- (12) その他公害保健福祉に関する事項。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事項。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事項。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事項。
- (16) 室内他の課の主管に属しない事項。

#### 環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び納骨堂の運営管理に関する事項。
- (2) 市営墓地、斎場及び納骨堂の整備に関する事項。

# 保健所事務分掌

## 健康安全部

### 健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 福祉保健センター福祉保健課の（3）及び（4）並びに福祉保健センター生活衛生課の（6）、（11）及び（16）に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 生活衛生課

- (1) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則（昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和 25 年神奈川県条例第 52 号）に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号）に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）に基づく公表に関すること。
- (10) 福祉保健センター生活衛生課の（1）から（5）まで、（7）及び（8）に掲げる事務の総括に関すること。

### 動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センターライブ（平成 22 年 12 月横浜市条例第 44 号）第 2 条第 1 号から第 11 号までの規定に基づく事務に関すること。

- (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関する事務（横浜市動物愛護センター条例第 2 条第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。）。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（12）から（14）までに掲げる事務の統括に関する事務。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関する事務。
- (2) 食品等の検査に関する事務。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（9）、（10）及び（17）に掲げる事務の統括に関する事務。
- (4) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に関する事務（横浜市事務分掌規則（昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号）第 6 条感染症対策・健康安全室の款健康安全部の項食品衛生課の部第 5 号に掲げる事務を除く。）。

#### 医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関する事務（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに福祉保健センター生活衛生課の（15）に掲げる事務を除く。）。
- (2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関する事務。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（15）に掲げる事務の統括に関する事務。

### 福祉保健センター

#### 福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関する事務。
- (2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関する事務。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに健康安全部健康安全課の（1）及び（2）並びに福祉保健センター生活衛生課の（5）及び（6）に掲げる事務を除く。）に関する事務。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関する事務。
- (5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関する事務。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関する事務。
- (7) 食品表示法に基づく栄養成分及び熱量等の表示事項に係る指示等に関する事務。
- (8) センター内他の課の主管に属しない事務。

## 生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。次号において同じ。)に関すること。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため並びに消毒その他の措置を実施するために必要な調査等に関するこ(同法に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の感染源に係る調査等であって、環境衛生、動物の愛護及び管理並びに食品衛生に係るものに限る。)。
- (7) 居住衛生に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及び猫の引取り並びに動物の収容に関するこ。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関するこ。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)に基づく調査票の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び貸与業、再生医療等製品の販売業並びに毒物劇物販売業に関するこ。
- (16) 健康危機管理に関するこ。
- (17) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)に基づく事務(食品の輸出に係る主務大臣への報告に関する事務を除く。)に関するこ(食品衛生に係るものに限る。)。

## 高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関するこ(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)。

## こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に關すること。
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に關すること。
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に關すること。



令 和 4 年 度

# 事 業 概 要

(令和4年5月)

健 康 福 祉 局

## 目 次

・ 令和4年度健康福祉局運営方針	1
・ 令和4年度健康福祉局予算総括表	5
<b>I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施</b>	6
・ 新型コロナウイルス感染症対策に対する 基本的な考え方	3 不安・負担の軽減
1 新型コロナウイルスワクチン接種事業	4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援
2 診療や検査、療養支援の充実	5 生活にお困りの方への支援
<b>II 地域福祉保健の推進</b>	12
6 地域福祉保健計画推進事業等	8 地域ケアプラザ整備・運営事業
7 権利擁護事業	9 福祉のまちづくり推進事業等
<b>III 高齢者保健福祉の推進</b>	16
・ 介護保険制度関連事業の概要	14 介護保険外サービス
・ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	15 認知症施策の推進
10 介護保険事業	16 高齢者の社会参加促進
11 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	17 介護人材支援事業
12 (地域支援事業) 包括的支援事業	18 低所得者の利用者負担助成事業
13 (地域支援事業) 任意事業	19 地域密着型サービス推進事業
	20 施設や住まいの整備等の推進
<b>IV 障害者施策の推進</b>	26
・ 障害福祉主要事業の概要	28 障害者の就労支援
21 障害者の地域生活支援等	29 障害者のスポーツ・文化
22 障害者の地域支援の拠点	30 障害者差別解消・障害理解の推進
23 障害者の相談支援	31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
24 障害者の移動支援	32 こころの健康対策
25 障害者支援施設等自立支援給付費	33 依存症対策事業
26 障害者グループホーム設置運営事業	34 精神科救急医療対策事業
27 障害者施設の整備	
<b>V 生活基盤の安定と自立の支援</b>	35
35 生活保護・生活困窮者 自立支援事業等	38 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
36 ひきこもり支援	39 後期高齢者医療事業
37 援護対策事業	40 国民健康保険事業
<b>VI 健康で安全・安心な暮らしの支援</b>	39
41 市民の健康づくりの推進	47 食の安全確保事業
42 がん検診事業	48 快適な生活環境の確保事業
43 予防接種事業	49 動物の愛護及び保護管理事業
44 感染症・食中毒対策事業等	50 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
45 衛生研究所運営事業	51 斎場・墓地管理運営事業
46 医療安全の推進	
<b>・ 外郭団体関連予算一覧</b>	47

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

※各事業の令和4年度予算額の横に、( )で前年度予算額を併記しています。

「I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施」の章については、〔 〕で前年度現計予算額も併記しています。

※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

# 令和4年度 健康福祉局 運営方針

## I 基本目標

### 今日の安心、明日の安心、そして将来への安心に向けて

健康福祉局は、市民が安全で安心した生活を送れるよう、新型コロナウイルス感染症対策にチーム一丸となって全力で取り組んでいます。

超高齢社会が進展し、人口減少の局面を迎えるなか、社会保障費の増大など、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降を見据えた対応は、喫緊の課題となっています。また、福祉・保健分野における市民ニーズは年々多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかで迅速な対応が求められています。

そのような中でも、時代に対応した施策を展開していくため、「歳出改革元年」ということを踏まえ、既成概念にとらわれず職員一人ひとりが鋭敏な感覚とスピード感、規範意識を持って、着実に事業を進めていきます。

さらに、これから策定される「財政ビジョン」、「次期中期計画」、「行政運営の基本方針」を踏まえ、局内の各種計画に基づく取組を推進し、10 年、20 年先を見据えた将来にわたって持続可能な施策の充実を目指します。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標として、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

## II 目標達成に向けた施策

### 1 新型コロナウイルス感染症対策の実施

○希望する全市民が、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、コールセンターの運営、個別通知の発送、ニーズに即した接種会場の運営等の体制を整備し、接種を着実に実施します。

○市内医療機関での検査体制を維持するとともに、Y-AEIT（横浜積極的疫学調査チーム）による集団検査、高齢者・障害者施設等への抗原検査キットの配付、福祉サービスの提供継続の支援など、市民の皆様の生命と健康を守る体制を充実させます。

○自宅療養者が安心して療養生活を送ることができるよう、医師会や民間事業者等と連携したオンライン診療や往診等の仕組みを継続するとともに、保健所の危機管理体制の強化を図ります。

○予防等に関する最新の情報発信を行うとともに、市衛生研究所で次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析を実施します。

○生活に不安を抱える方のセーフティネットを拡充するとともに、相談体制を強化し、感染症の影響で生活にお困りの方や悩みを抱えている方の不安軽減につなげます。

## **2 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保**

---

- 「第2期健康横浜21」に基づき、企業や地域等と連携した健康づくりを進めるとともに、健康増進法による受動喫煙防止対策等に取り組み、健康寿命延伸を目指します。また、第2期の最終評価を踏まえ、第3期健康横浜21の策定を進めます。
- がんの早期発見・早期治療の促進に向けて、大腸がん検診の自己負担額無料化を継続実施するなど、検診受診率向上への取組を進めます。
- 定期予防接種を引き続き実施します。また、子宮頸がん予防ワクチンについては、国の通知に基づき、積極的勧奨を再開するとともに、接種機会を逃した方への救済措置を実施します。
- 結核・麻しん・風しん、季節性インフルエンザ、レジオネラ症など様々な感染症や食中毒等の対策に取り組みます。
- 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。また、増加する墓地需要に対応するため、市営墓地整備を進めます。
- 特定健康診査の自己負担額の無料化を継続するほか、新たに特定保健指導未利用者に対しても対象者特性に合わせた個別勧奨を行います。また、特定健康診査の結果等の健康・医療情報を活用し、第3期データヘルス計画等の策定に向けたデータ分析等を実施します。

## **3 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加**

---

- 2025年問題の解決に向けて、「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の取組を推進し、横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 新たな介護人材確保や定着支援に向けて、外国人介護人材の受入れを検討する事業所向けのセミナーを実施するとともに、受入施設の職員向け研修を実施します。
- ニーズや状況に応じた「施設・住まい」を目指して、特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所等の整備を進めるとともに、介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費の補助を行います。
- 認知症カフェの活動支援や、認知症の人やご家族を支援につなぐ「チームオレンジ」の取組をモデル実施します。また、若年性認知症支援コーディネーターを増配置します。
- 高齢者が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の充実に向けた検討や、よこはまシニアボランティアポイント事業など、高齢者の介護予防や社会参加を進めることで、つながり支え合う地域づくりを進めます。また、敬老特別乗車証のIC化により正確な利用実態を把握します。
- 地元開催となる全国健康福祉祭において、市内で2種目（テニス・サッカー）のスポーツ交流大会を開催するとともに、円滑な大会運営を行います。

## **4 障害者福祉の充実**

---

- 障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるよう、「第4期横浜市障害者プラン」の取組を推進します。
- 松風学園の再整備などの居住の場等の改善・確保や、多機能型拠点の整備を進めるほか、緊急災害時に備えて入所施設の非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。
- 医療的ケア児・者等を支援するため、関係機関との連携や地域での受入れを推進するコーデ

- ィネーターを担える人材を養成します。
- 電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害などによる停電時の備えとして、蓄電池などの非常用電源装置の購入を補助します。
- 依存症対策では、幅広い領域の相談・支援者等が支援に活用可能な支援者向けガイドラインを作成するとともに、メール相談の試行実施等による相談機能の強化を図ります。
- こころの健康対策として、引き続き夜間・休日に市民からの電話相談に応じます。自殺対策では、専門的な相談に繋げる情報提供のほか、現「横浜市自殺対策計画」の見直しに向けた基礎調査として市民意識調査を実施します。
- 幅広い世代の市民等へ啓発活動を行うなど障害者差別の解消・障害理解を推進します。

## 5 暮らしを支えるセーフティネットの確保

---

- 様々な事情により生活にお困りの方が、周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、福祉・就労・家計改善など包括的な支援の取組を進めます。
- 離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。また、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給します。
- 貧困の連鎖の防止に向け、中学生・高校生世代への学習支援や、将来の自立に向けた講座の開催や居場所等の支援を実施します。
- 全年齢を対象としたひきこもり相談専用ダイヤルと中高年向けの相談窓口を開設し、ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援をより充実させます。
- はまかぜや簡易宿泊所での滞在が困難な要配慮者のための借上げシェルターを拡充し、住まいのない方の多様なニーズに対応します。
- 小児医療費の助成については、府内の横断的チームで検討します。

## 6 参加と協働による地域福祉保健の推進

---

- 地域福祉保健活動の基盤づくりを進め、身近な地域の支え合いの充実を図るため、「第4期横浜市地域福祉保健計画」を引き続き推進するとともに、第5期市計画策定に向けた検討、準備を行います。
- 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、任期満了による一斉改選を行います。
- 災害時に自力避難が困難な要援護者の避難支援等が円滑に行われるよう、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。また、個別避難計画等の制度をモデル事業を通して検討していきます。
- 身近な福祉保健の拠点である地域ケアプラザの運営を行うとともに、日中の相談支援の充実やICTを活用したリモート相談を試行実施します。また、整備計画の完了に向けて3か所の工事を進めます。
- 「福祉のまちづくり推進指針」の普及啓発を通じて、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉保健の推進を担う職員に対するキャリア支援を通した育成や、職種紹介パンフレットや動画等のツールを活用し、採用困難な社会福祉職・保健師の人材確保に努めます。

### III 目標達成に向けた組織運営

#### 1 危機管理意識を常に高く持ち行動します

新型コロナウイルス感染症対策に、庁内の協力体制のもと力を一つにして、引き続き全力を尽くします。また、これまでに発生した自然災害・事件・事故等を踏まえ、危機管理意識を強く持って、市民の皆様の安心・安全の確保に努め、迅速に行動します。

#### 2 人権尊重の視点を持って施策を推進します

当事者に寄り添い、その思いに想像力を働かせながら、業務を遂行します。

人権問題を自分のこととして捉え、高い人権意識を持てる環境づくりを進めます。

障害者差別解消法の趣旨を十分に理解し、障害のある人の意向を大切にし、職員一人ひとりが場面に応じて考え、合理的配慮の提供に取り組んでいきます。

#### 3 専門的な知識・技術を持つた人材を育成します

職員一人ひとりが意識・意欲を高めつつ、経験を積み重ねながら、専門的な知識・技術を磨きます。また、現場目線を重んじ、正しい知識を持って市民に寄り添い、常にニーズに即したタイムリーな対応を心がけます。

専門職が専門性を高め、発揮できるよう取組を進めるとともに、福祉・保健行政の将来を担う人材を育成します。

#### 4 積極的な協働・連携を推進します

市民の皆様や企業、NPO 法人、社会福祉法人、医療機関、関係団体など、様々な主体と協力し、福祉・保健の推進に取り組みます。

また、局内で協力し合い、チーム一丸となって取組を進めるとともに、18 区や関係局とも組織の縦割りを超えて連携します。

#### 5 ワークスタイル改革とワークライフバランスの実現を推進します

市民サービスの利便性向上につながる手続きの効率化に取り組むとともに、ペーパーレスや ICT を活用した会議の効率化を推進し、新たなワークスタイル改革を実施します。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症対策に局を挙げて対応するなかでも、過重労働による心身への影響に最大限配慮し、休暇取得、フレックスタイムやテレワークの活用など、安心して業務に取り組める環境づくりを進めていきます。

#### 6 共に働くことに「よろこび」と「誇り」を感じられる職場づくりに取り組みます

職員一人ひとりが、自らの業務が市民の皆様の生活を支える重要なものであることを理解・意識し、働くことに「よろこび」と「誇り」を感じられる職場づくりを進めます。

責任職と職員、職員間の対話の機会を増やし、お互いがフォローし助け合える風通しのよい職場づくりを進めます。

他のチームや周囲の職員の良い取組を尊重し、その取組を組織全体で共有することで、チームワークを育み、成長し続ける組織風土を目指します。

# 健康福祉局予算総括表

(一般会計)

(単位:千円)

項目	3年度	4年度	増△減	増減率(%)	備考
7款 健 康 福 祉 費	377,369,898	404,340,963	26,971,065	7.1	
1項 社 会 福 祉 費	45,227,742	46,574,281	1,346,539	3.0	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項 障 害 者 福 祉 費	119,872,083	128,314,433	8,442,350	7.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老 人 福 祉 費	13,655,729	17,221,219	3,565,490	26.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生 活 援 護 費	131,686,416	132,410,562	724,146	0.5	生活保護費、援護対策費
5項 健 康 福 祉 施 設 整 備 費	9,607,924	9,206,538	△ 401,386	△ 4.2	健康福祉施設整備費
6項 公 衆 衛 生 費	54,270,844	67,456,831	13,185,987	24.3	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項 環 境 衛 生 費	3,049,160	3,157,099	107,939	3.5	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款 諸 支 出 金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	
1項 特別会計繰出金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	499,362,072	529,121,703	29,759,631	6.0	

(特別会計)

國 民 健 康 保 險 事 業 費 会 計	317,512,526	320,134,290	2,621,764	0.8
介 護 保 險 事 業 費 会 計	314,310,106	318,090,364	3,780,258	1.2
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	84,453,843	90,003,246	5,549,403	6.6
公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計	37,952	34,919	△ 3,033	△ 8.0
新 墓 園 事 業 費 会 計	1,644,296	2,148,776	504,480	30.7
特 別 会 計 計	717,958,723	730,411,595	12,452,872	1.7

健康福祉局一般会計予算の財源

	3年度	4年度
特 定 財 源	(46.8) 233,790,161	(47.9) 253,703,175
一 般 財 源	(53.2) 265,571,911	(52.1) 275,418,528
合 計	(100) 499,362,072	(100) 529,121,703
( ) 内は構成比		

# I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施

## 令和4年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方方に掲げ、各種取組を実施していきます。

### <新型コロナウイルス感染症対策に対する基本的な考え方>

#### ◆感染予防・拡大防止の推進

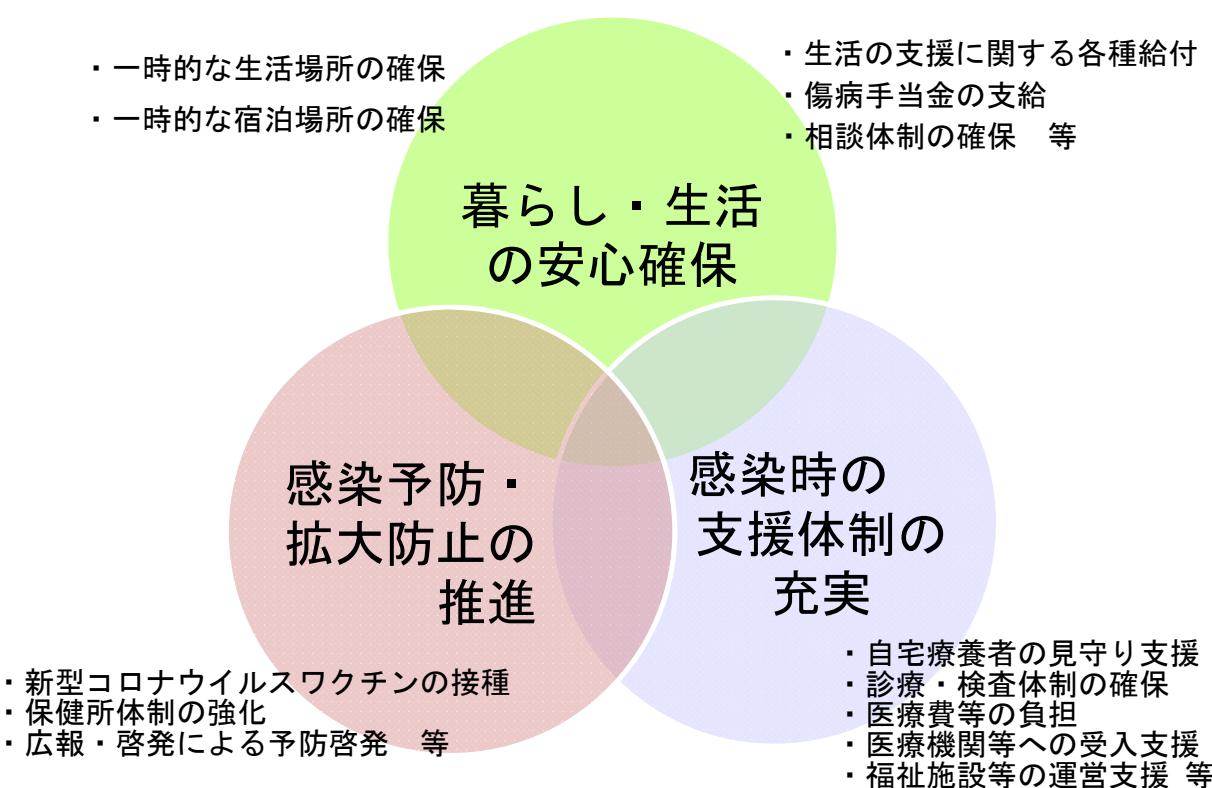
希望する全市民が、円滑に新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、予約受付や問合せ及び接種等の体制を整備し、接種を着実に実施します。また、保健所体制の強化や全ゲノム解析による感染状況の把握と監視体制の強化、Y-AEITによる検体採取、高齢者・障害者施設等に対する抗原検査キットの配付により、引き続き感染の拡大防止を進めます。

#### ◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、自宅で療養する方に対して、よりきめ細かく支援をするための見守り支援体制の確保などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

#### ◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や、一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対する支援を進めます。また、自殺対策や自立相談支援では、きめ細かな相談支援を行うことにより不安の軽減につなげます。



## 新型コロナウイルス感染症対策の概要

### 新型コロナウイルス関連予算 434億847万円

#### 1 新型コロナワクチン接種事業（8ページ）323億4,606万円

##### 接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付 84億6,400万円

- ・予約受付
- ・問合せの体制整備
- ・個別通知等の発送
- ・広報・広告による情報提供

##### 接種体制の整備等 238億8,206万円

- ・接種費用
- ・医療機関等での接種の促進
- ・ニーズに即した接種会場の運営
- ・接種体制の整備等

#### 2 診療や検査、療養支援の充実（9ページ）64億4,013万円

##### 検査体制の充実 20億588万円

- ・Y-AEITによる検体採取
- ・衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析
- ・高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
- ・高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業

##### 自宅療養者への見守り支援 15億6,895万円

##### 医療機関等への受入支援 1億4,847万円

- ・帰国者・接触者外来支援事業
- ・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

##### 診療体制の確保支援 14億4,007万円

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営
- ・休日における診療体制の強化

##### 保健所体制の強化 12億7,676万円

#### 3 不安・負担の軽減（10ページ）32億555万円

##### コールセンター運営 4億3,587万円

##### 一時的な生活場所の確保 7,481万円

##### 医療費等の負担 26億9,487万円

- ・高齢者施設への退院支援事業
- ・緊急ショートステイ事業
- ・生活支援ショートステイ事業

- ・行政検査公費負担事業
- ・医療費公費負担事業

#### 4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援（10ページ）3億5,804万円

##### 広報・啓発による感染予防 500万円

##### 運営に係る支援 3億5,304万円

- ・サービス提供体制確保・継続支援
- ・業務継続計画（BCP）の策定支援

#### 5 生活にお困りの方への支援（11ページ）10億5,869万円

##### 生活の支援に係る給付 8億1,836万円

##### 不安の軽減 2億3,372万円

- ・住居確保給付金の支給
- ・国民健康保険傷病手当金の支給

- ・自殺対策事業
- ・自立相談支援事業

##### 一時的な宿泊場所の確保 661万円

- ・ホームレス等自立支援事業

		<b>事業内容</b> <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、希望する全市民を対象とした新型コロナワクチン接種を実施します。</u>
1	新型コロナワクチン接種事業	<p><b>1 接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付</b>  <b>84億6,400万円</b> (46億2,600万円) [123億8,558万円]  市民が円滑に接種を受けられるよう、個別通知や広報により、接種に関するご案内を行うとともに、予約受付や問合せの体制を整備します。</p> <p><u>(1) 予約受付・問合せの体制整備及び個別通知等の発送</u> 83億9,500万円  <u>予約受付や問合せに円滑に対応するため、コールセンターの運営や相談員の配置を行います。</u>  <u>また、2回接種を完了し追加接種の対象となる方及び4年度に5歳になる方等に、接種券を同封した個別通知を作成し、発送します。</u></p> <p><u>(2) 広報・広告による情報提供</u> 6,900万円  接種に関する情報について、広報よこはまや市ウェブサイト等の本市広報媒体に加え、広報チラシやデジタル広告・交通広告等の様々な媒体を用いて周知を図ります。</p>
本年 度の 財源 内訳	年度 度	323億4,606万円
	前年 度	250億2,700万円
	差 引	73億1,906万円
国	本 年 度	322億2,088万円
県		1億2,507万円
その他		11万円
市 費		—

## 2 接種体制の整備等

**238億8,206万円** (204億100万円) [549億8,705万円]

### (1) 接種費用

54億9,548万円

ワクチン接種をした医療機関等に対して、国が定める接種費用及び手数料を支払います。（自己負担額：0円）

### (2) 医療機関等での接種の促進

43億859万円

市民が身近な医療機関で接種を受けられる体制の整備や、在宅の高齢者等への訪問接種及び小児接種を促進するため、医療機関に各種協力金を交付します。

### (3) ニーズに即した接種会場の運営

101億6,714万円

鉄道駅からのアクセス等を考慮のうえ、1日あたり3,000回以上接種できる大規模な会場や方面別の会場等、3回目接種を希望する市民の多様なニーズに応じた集団接種会場を運営します。

### (4) 接種体制の整備等

39億1,085万円

医療機関へのワクチンの配送や、集団接種会場で必要となる医療資器材の調達等を行うほか、ワクチン接種事業を行うために必要な各種事務を実施します。

また、被接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行います。

		<b>事業内容</b>
2	診療や検査、療養支援の充実	新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。 また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行い、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。
本年度	64億4,013万円	<b>1 検査体制の充実〈拡充〉</b> <b>20億588万円</b> (10億1,032万円) [14億3,433万円] (1) Y-AEITによる検体採取 13億8,600万円 クラスターの発生防止、早期収束を図るため、医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスター予防・対策チーム(Y-AEIT)が現地に出動し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くPCR検査を実施します。
前年度	26億2,852万円	(2) 衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析 6,048万円 市内感染状況の把握と監視体制の強化を図るため、市衛生研究所で次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析を実施します。
差引	38億1,161万円	(3) 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業 2,176万円 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止するため、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に、その費用を助成します。
本年度の財源内訳	国 9億8,605万円 県 27億2,323万円 その他 — 市費 27億3,085万円	(4) 高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業〈新規〉 5億3,764万円 高齢者・障害者施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合に、即時検査ができるよう、市内施設等に対して抗原検査キットを配付します。
		<b>2 診療体制の確保支援</b> <b>14億4,007万円</b> (11億3,845万円) [18億2,286万円]
	(1) 帰国者・接触者外来の設置・運営	12億7,407万円 帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要となる仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。また、患者の移送手段を確保し、適切な受診調整に繋げます。
	(2) 休日における診療体制の強化	1億6,600万円 多くの医療機関が休診する休日でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所で、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。
	<b>3 自宅療養者への見守り支援</b>	<b>15億6,895万円</b> (0万円) [12億691万円] 保健所の健康観察により、医師の診療が必要と判断された自宅療養者に対して、よりきめ細かく支援をするため、区医師会や委託事業者、外来診療に協力する病院等による電話診療や訪問診療、CT検査等ができる体制を確保します。
	<b>4 医療機関等への受入支援</b>	<b>1億4,847万円</b> (1億935万円) [1億6,083万円]
	(1) 帰国者・接触者外来支援事業	1億4,744万円 帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。
	(2) 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業	103万円 新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。
	<b>5 保健所体制の強化</b>	<b>12億7,676万円</b> (3億7,040万円) [13億2,619万円] 疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。

		<b>事業内容</b> 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。
3	不安・負担の軽減	<b>1 コールセンター運営</b> <b>4億3,587万円</b> (4億6,018万円) [3億4,235万円] <u>市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</u>
本年度	32億555万円	<b>2 医療費等の負担</b> <b>26億9,487万円</b> (17億2,211万円) [44億5,671万円] (1) 行政検査公費負担事業 15億4,522万円 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担に相当する金額について公費で負担します。 (2) 医療費公費負担事業 11億4,965万円 入院勧告に基づいて医療機関に入院した患者に対し治療に必要な費用を公費で負担します。
前年度	22億937万円	
差引	9億9,618万円	<b>3 一時的な生活場所の確保</b> <b>7,481万円</b> (2,708万円) [1億361万円] (1) 高齢者施設への退院支援事業 4,773万円 療養期間を経過した治癒者の医療機関から介護施設への移行を支援することにより、日常生活への復帰を促し、逼迫している病床の確保を図ります。 (2) 緊急・生活支援ショートステイ事業 2,708万円 濃厚接触者となった高齢者を緊急に受け入れるための確保費等を介護施設及び養護老人ホームに助成します。
本年度の財源内訳		
国	16億3,279万円	
県	4億3,587万円	
その他	120万円	
市費	11億3,569万円	

		<b>事業内容</b> 新型コロナウイルス感染症に関する広報により、市民に対して正しい知識や予防に向けての理解促進を図ります。 また、高齢・障害者施設等でサービス等を継続して提供できるよう、必要経費の助成や業務継続計画の策定支援を実施します。
4	感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援	<b>1 広報・啓発による感染予防</b> <b>500万円</b> (511万円) [511万円] <u>感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発に取り組みます。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。</u>
本年度	3億5,804万円	
前年度	3億1,989万円	
差引	3,815万円	<b>2 運営に係る支援</b> <b>3億5,304万円</b> (3億1,478万円) [3億1,978万円] (1) サービス提供体制確保・継続支援 3億4,804万円 高齢・障害者施設等で利用者や職員に感染者が発生した場合等に、感染対策に必要な消毒費用や追加的人件費等の経費を助成します。 (2) 業務継続計画（B C P）の策定支援 500万円 市内障害福祉事業所等を対象に、感染症発生時等における業務継続計画の策定に向けた研修を実施し、持続的なサービス提供体制を支援します。
本年度の財源内訳		
国	7,167万円	
県	2億3,742万円	
その他	62万円	
市費	4,833万円	

5	生活にお困りの方へ の 支 援		<b>事業内容</b> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、 <u>生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付やきめ細かな相談支援等による不安の軽減に向けた支援を実施します。</u>
本 年 度	10億5,869万円		<b>1 生活の支援に係る給付</b> <b>8億1,836万円</b> (18億2,533万円) [10億7,427万円] (1) 住居確保給付金の支給 7億9,636万円 生活にお困りの方に対し家賃相当分を支給します。 (2) 国民健康保険傷病手当金の支給 2,200万円 国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。
前 年 度	20億584万円		<b>2 一時的な宿泊場所の確保</b> <b>661万円</b> (661万円) [661万円] <b>ホームレス等自立支援事業</b> 生活自立支援施設はまかぜでの感染拡大防止を図るために、入所時に体調不良となっている方等の一時的な宿泊場所を確保します。
差 引	△9億4,715万円		<b>3 不安の軽減</b> <b>2億3,372万円</b> (1億7,390万円) [1億7,390万円] (1) 自殺対策事業 3,672万円 インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。 (2) 自立相談支援事業 1億9,700万円 コロナ禍で増加した生活相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。
本年度の財源内訳	国 績	7億144万円	
	県	9,308万円	
	その他の 費	168万円	
	市 費	2億6,249万円	

## II 地域福祉保健の推進

6	地域福祉保健計画 推進事業等		<b>事業内容</b> 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。
	<b>1 地域福祉保健計画推進事業</b>		<b>1,703万円</b> (1,360万円) 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、元年度から5年度を計画期間とする第4期横浜市地域福祉保健計画を推進します。 <u>あわせて、第5期市計画（計画期間：6～10年度）策定に向けた検討、準備を行います。</u>
本 年 度		5億7,696万円	
前 年 度		4億6,783万円	
差 引		1億913万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,724万円	<b>2 民生委員・児童委員事業〈拡充〉</b>
	県	—	<b>3億5,988万円</b> (3億4,936万円) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動費を支給するとともに、引き続き、民生委員活動の周知や活動を支援する取組を行います。
	その他の 市 費	207万円 5億5,765万円	<u>また、11月末で3年の任期が満了するため、一斉改選を行います。</u>
<b>3 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業</b>		<b>2,327万円</b> (2,714万円)	
在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報（名簿）を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。			
また、各区の実情に応じて、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者の個人情報（名簿）も民生委員及び地域包括支援センターへ提供します。			
<b>4 災害時要援護者支援事業</b>		<b>1億5,537万円</b> (5,394万円)	
災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。			
このうち、3年度の災害対策基本法改正等に併せて、個別避難計画等の制度をモデル事業を通して検討していきます。			
<b>5 ごみ問題を抱えている人への支援事業</b>		<b>2,141万円</b> (2,379万円)	
いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。			
また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。			

7	権利擁護事業	<b>事業内容</b>
		高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。
本年度	6億852万円	<b>1 横浜生活あんしんセンター運営事業</b> <b>2億8,094万円（2億7,258万円）</b>
前年度	5億6,979万円	生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害のある方を支援する事業を補助します。
差引	3,873万円	成年後見制度の利用を促進し、相談支援機関としての役割を発揮できるよう、区社会福祉協議会あんしんセンターの体制を強化します。
本年度の財源内訳	国	2億100万円
	県	5,198万円
	その他	3,643万円
	市費	3億1,911万円
<b>3 市民後見人養成・活動支援事業</b>		<b>4,869万円（4,839万円）</b>
地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めるとともに、第6期養成課程を実施します。		
<b>4 成年後見制度利用促進事業</b>		<b>1,343万円（1,391万円）</b>
(1) 成年後見サポートネット		地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。
併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。		
(2) 親族調査事務委託		権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。
<b>5 成年後見制度利用支援事業</b>		<b>2億1,370万円（1億8,329万円）</b>
成年後見制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。		
なお、申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。		

8	地域ケアプラザ整備・運営事業		<b>事業内容</b> 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。									
	本年度	37億4,030万円	<b>1 整備事業 6億8,529万円</b> (7億3,218万円) <u>地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り3か所の整備を進めます。</u> (整備計画数：146か所 6年度の港南区 上永谷駅前(仮称)で整備完了)									
前年度		37億2,416万円										
差引		1,614万円										
本年度の財源内訳	国	—										
	県	—										
	その他	2,342万円										
	市費	37億1,688万円										
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。(20ページ：12番参照)												
<b>2 運営事業〈拡充〉</b> <b>30億5,501万円</b> (29億9,198万円)												
(1) 地域ケアプラザの運営 (144か所) 地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。												
ア 地域活動交流事業 イ 生活支援体制整備事業 ウ 地域包括支援センター運営事業 エ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業 オ 一般介護予防事業 カ 居宅介護支援事業 キ 通所系サービス事業 (一部施設のみ実施)												
(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等 効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。 ア 施設運営指導 イ 指定管理者選定												
(3) 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修 (4) I C T環境整備事業〈拡充〉 <u>I C Tを活用したリモート相談を一部地域ケアプラザで試行実施します。</u>												
(5) 地域ケアプラザ借地料等 (6) 福祉避難所応急備蓄物資の整備 (新規整備分のみ) (7) 綱島地区における樽町地域ケアプラザ分室運営事業 高齢者人口が非常に多く、今後も増加が見込まれる樽町地域ケアプラザ(港北区)圏域内の綱島地区において、分室の運営を行います。												

9	福祉のまちづくり 推進事業等		<b>事業内容</b> <p>「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。</p>
	本年度		5億393万円
前年度		3億4,492万円	
差引		1億5,901万円	
本年度の財源内訳	国	1,283万円	<b>1 福祉のまちづくり推進事業 1,040万円 (1,164万円)</b>
	県	—	福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、3年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。
	その他	426万円	(1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 推進指針の広報等 (4) 福祉のまちづくり普及啓発 (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等
	市費	4億8,684万円	<b>2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,711万円 (2,592万円)</b> 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 (31台)
<b>3 福祉有償運送事業 421万円 (420万円)</b>			福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。
<b>4 再犯防止推進計画推進事業 148万円 (153万円)</b>			「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性－横浜市再犯防止推進計画－」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。
<b>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 993万円 (908万円)</b>			(1) 市民の福祉保健を担う社会福祉職・保健師の専門性を向上させるため、職員から責任職までの一貫した育成体系に基づき、キャリア形成支援を行います。 (2) 次代の地域福祉保健人材の育成のため、社会福祉士・保健師等の資格取得を目的とした学生実習を各区福祉保健センターで受け入れます。 (3) 市民の福祉保健の向上に資する支援体制を維持していくため、採用が困難となっている社会福祉職・保健師の人材確保に取り組みます。
<b>6 福祉保健システム運用事業 4億6,080万円 (2億9,255万円)</b>			高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、情報システム標準化、法・制度改正対応等の改修を行います。

### III 高齢者保健福祉の推進

介  
護  
保  
險  
事  
業  
費  
会  
計

#### 介護保険制度関連事業の概要

##### 1 介護保険給付 (18ページ : 10番) 2,942億3,253万円

###### 在宅(居宅)サービス 1,440億1,066万円

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 一
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援

###### 地域密着型サービス 468億1,462万円

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護  
(認知症高齢者グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

###### 予防給付 <要支援者対象> (再掲) 67億96万円

###### 施設サービス(介護保険3施設) 868億1,813万円

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設/介護医療院

###### その他 165億8,912万円

- 高額介護(予防)サービス費
- 高額医療合算介護(予防)サービス費
- 特定入所者介護(予防)サービス費
- 審査支払手数料

##### 2 地域支援事業 (19~21ページ) 166億2,155万円

###### 介護予防・日常生活支援

###### 総合事業 95億2,780万円 (19ページ : 11番)

- 地域づくり型介護予防事業
- 訪問支援事業
- よこはまシニアボランティアポイント事業  
(よこはま健康スタイル推進事業)
- 介護予防・生活支援サービス事業  
(訪問介護相当サービス、  
通所介護相当サービス等)

###### 包括的支援事業

###### 56億2,634万円 (20ページ : 12番)

- 地域包括支援センター運営費
- 生活支援体制整備事業
- 地域包括ケア推進事業
- ケアマネジメント推進事業
- 地域ケア会議推進事業
- 市民の意思決定支援事業  
(エンディングノート等普及啓発)
- 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症地域支援推進事業
- 在宅医療・介護連携推進事業  
(医療局予算: 3億8,610万円)

###### 任意事業

###### 14億6,741万円 (21ページ : 13番)

- 介護給付費適正化事業
- 介護相談員派遣事業
- 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- 高齢者配食・見守り事業
- ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)  
給付事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 介護サービス自己負担助成費
- 地域で支える介護者支援事業

##### 3 その他事務費 76億2,239万円

- 職員人件費
- 保険運営費
- 計画策定・管理費
- 要介護認定等事務費 等

##### 4 介護保険外サービス (21ページ : 14番) 7億6,156万円

- ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- 外出支援サービス事業
- 中途障害者支援事業
- 高齢者等住環境整備事業
- 認知症支援事業等

##### 5 低所得者の利用者負担助成事業 (24ページ : 18番) 1億6,406万円

- 社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- 介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計(再掲)】

一般会計 / 介護特会  
(再掲)

## 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

3年度からスタートした「よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」では、ポジティブ・エイジングを基本目標に掲げ、2025年問題の解決に向けて具体的に取り組みます。

### 2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、**介護・医療が必要になつても安心して生活でき、  
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる**

※第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

### 第8期計画の施策体系と主要事業

#### I 地域共生社会の実現に向けた**地域づくり**を目指して ~介護予防・生活支援・社会参加~

- ・地域づくり型介護予防事業 [19ページ 11番] 8,857万円
- ・敬老特別乗車証交付事業 [22ページ 16番] 136億7,896万円
- ・全国健康福祉祭参加事業 [22ページ 16番] 6億8,613万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [19ページ 11番] 7,366万円
- ・生活支援体制整備事業 [20ページ 12番] 10億2,806万円

#### II 地域生活を支える**サービスの充実と連携強化**を目指して ~在宅介護・在宅医療、多職種連携~

- ・地域密着型サービス事業所整備等事業 [24ページ 19番] 4億8,471万円
- ・ケアマネジメント推進事業等 [20ページ 12番] 391万円
- ・在宅医療・介護連携推進事業 3億8,610万円 (医療局事業)

#### III ニーズや状況に応じた**施設・住まい**を目指して ~施設や住まいの整備~

- ・特別養護老人ホーム整備等事業 [25ページ 20番] 44億5,669万円
- ・地域密着型サービス事業所整備等事業 (再掲) [24ページ 19番] 4億8,471万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [25ページ 20番] 5,330万円

#### IV 安心の**介護**を提供するために ~介護人材の確保・定着支援・専門性の向上~

- ・介護人材支援事業 [23ページ 17番] 3億5,356万円

#### V 地域包括ケア実現のために ~自分らしい暮らしの実現とサービスの適正化~

- ・地域包括ケア推進事業 [20ページ 12番] 2,901万円
- ・市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発) [20ページ 12番] 778万円

#### VI 自然災害・感染症対策 ~緊急時の備えと対応~

- ・介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 [10ページ 4番] 2億3,804万円

- ・認知症支援事業 [22ページ 15番] 1億3,805万円
- ・認知症初期集中支援推進事業 [22ページ 15番] 1億3,771万円
- ・認知症地域支援推進事業 [22ページ 15番] 1,802万円
- ・地域で支える介護者支援事業 [22ページ 15番] 1,926万円

10	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		<b>事業内容</b> 介護保険法、第8期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。
	本年度 3,184億7,647万円		
前年度 3,147億639万円		要介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 また、「要介護認定事務センター」を引き続き運用します。	
差引 37億7,008万円		要介護認定者数 約18万5千人	
本年度の財源内訳	国 687億6,656万円	<b>3 保険給付費</b> <b>2,942億3,253万円</b> (2,885億5,507万円)	
	県 451億2,669万円	(1) 在宅介護サービス費 1,440億1,066万円	
	第1号保険料 664億8,924万円	(2) 地域密着型サービス費 468億1,462万円	
	第2号保険料 819億309万円	(3) 施設介護サービス費 868億1,813万円	
	その他 71億523万円	(4) 高額介護サービス費等 165億8,912万円	
	市費 490億8,566万円		
		<b>4 介護保険料(第1号被保険者)</b> (1) 保険料基準額 <月額換算>6,500円 (3~5年度) (2) 保険料軽減 ア 低所得者の保険料軽減 消費税率引上げによる公費を投入し第1~4段階の負担割合について0.05~0.25の軽減を行います。 イ 低所得者減免	
<b>(3) 段階別保険料</b> ※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合、保険料年額(月額)			
段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	※0.25	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等・中国残留邦人等支援給付対象者	※19,500円(月1,625円)
第2段階	※0.25	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) ※19,500円(月1,625円)
第3段階	※0.35		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) ※27,300円(月2,275円)
第4段階	※0.60		(うち第2段階・第3段階を除く者) ※46,800円(月3,900円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 70,200円(月5,850円)
<b>第6段階</b>	<b>1.00(基準額)</b>		(うち第5段階を除く者) <b>78,000円(月6,500円)</b>
第7段階	1.07	本人市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者) 83,460円(月6,955円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者) 85,800円(月7,150円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者) 99,060円(月8,255円)
第10段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 120,900円(月10,075円)
第11段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 131,820円(月10,985円)
第12段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 152,880円(月12,740円)
第13段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 177,840円(月14,820円)
第14段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の者) 202,800円(月16,900円)
第15段階	2.80		(合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の者) 218,400円(月18,200円)
第16段階	3.00		(合計所得金額2,000万円以上の者) 234,000円(月19,500円)

「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額

		<b>事業内容</b>
11	[地域支援事業] 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計)  ※10 「介護保険事業」の再掲	要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。
本 年 度	95億2,780万円	<b>1 地域づくり型介護予防事業〈拡充〉</b> <b>8,857万円</b> (7,074万円)
前 年 度	91億1,881万円	(1) 介護予防普及啓発事業 介護予防普及イベントや講演会の開催、啓発媒体の作成・配布等を行います。さらに、各区で健康づくりと連携した普及啓発を実施します。
差 引	4億899万円	(2) 地域介護予防活動支援事業〈拡充〉 地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。 また、 <u>高齢者が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」</u> の充実に向けた検討を行います。
本年度の財源内訳	国	(3) 元気づくりステーション事業 介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を拡げます。
	県	(4) 一般介護予防事業評価事業〈拡充〉 <u>次期よこはま地域包括ケア計画策定等に向け、3年に1度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の大規模調査を実施します。</u>
	第1号保険料	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。
	第2号保険料	
	その他	
	市 費	
		<b>2 訪問支援事業</b> <b>1億5,361万円</b> (1億5,362万円) 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。
		<b>3 よこはまシニアボランティアポイント事業</b> <b>7,366万円</b> (9,358万円) 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。
		引き続き登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。 (4年度末見込：登録者数 25,533人 活動者数 12,700人 受入施設・団体数 715か所)
		<b>4 介護予防・生活支援サービス事業</b> <b>92億1,196万円</b> (88億87万円) 介護保険の要支援認定を受けた方等を対象として、横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス、住民主体のボランティア等による支援を行う介護予防・生活支援サービス補助事業を実施します。 多様なサービスを充実させることにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。

		<b>事業内容</b> 福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
12	[ 地域支援事業 ] 包括的支援事業 (介護保険事業費会計)  ※10 「介護保険事業」の再掲	
本 年 度	56億2,634万円	<b>1 地域包括支援センター運営費</b> <b>40億1,575万円</b> (39億6,655万円) (4年度末見込：設置数 145か所) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など (介護予防ケアマネジメント)
前 年 度	55億6,340万円	
差 引	6,294万円	<b>2 生活支援体制整備事業</b> <b>10億2,806万円</b> (10億2,021万円) 区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。 高齢者等の社会参加を促進するとともに、地域の活動団体の課題解決と活動の活性化を図るため、プロボノの仕組みづくりを進めます。
本年度の財源内訳	国	21億5,482万円
	県	10億7,741万円
	第1号保険料等	12億8,731万円
	市 費	11億680万円
	医療局予算	3億8,610万円含む
		<b>3 地域包括ケア推進事業</b> <b>2,901万円</b> (3,120万円) (1) 医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。 (2) 高齢期の暮らしに関する情報発信の充実に向け、地域包括ケアポータルサイト「ふくしらべ」の内容を拡充するとともに、サイト閲覧者増加に向けた広告等を行います。 (3) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランを基に、介護予防、生活支援、医療・介護連携、認知症支援など、区域の取組を推進します。
		<b>4 ケアマネジメント推進事業等〈拡充〉</b> <b>391万円</b> (377万円) (1) ケアマネジメントの質の向上を図るため研修等を実施します。 (2) <u>在宅生活から施設生活となっても継続的なケアマネジメントが実施できるよう、入所時に施設に手渡す、自身の希望や事柄を記載できるツールを新たに作成します。</u> (3) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。
		<b>5 市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発)</b> <b>778万円</b> (787万円) 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。
		<b>6 認知症初期集中支援推進事業等</b> <b>1億5,573万円</b> (1億3,751万円) 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。

13	〔地域支援事業〕 任 意 事 業 (介護保険事業費会計)  ※10「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 任意事業として、給付費の適正化や、高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。
	<b>本 年 度</b>		<b>2億2,431万円</b> (2億2,514万円) ケアプラン点検等の主要5事業の取組を着実に進め 給付の適正化を推進します。
<b>前 年 度</b>		14億5,411万円	<b>2 介護相談員派遣事業</b> <b>1,678万円</b> (3,224万円) 利用者の生活の場である特別養護老人ホームや介護老人保健施設、高齢者グループホーム等に介護相談員を派遣し、介護サービスの質の向上を図ります。
<b>差 引</b>		1,330万円	<b>3 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉</b> <b>4億7,804万円</b> (4億3,538万円) 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相 談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、 <u>一般 公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。</u>
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	5億4,091万円	<b>4 高齢者配食・見守り事業</b> <b>5,600万円</b> (6,800万円) ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による 食事の提供と安否確認を行います。
	県	2億7,046万円	<b>5 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ) 給付事業等</b> <b>6億9,228万円</b> (6億9,335万円) ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯 の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。
	第1号 保険料等	3億2,404万円	
	市 費	3億3,200万円	

14	介護保険外 サ ー ビ ス		<b>事業内容</b> 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。
	<b>本 年 度</b>		<b>1 ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話) 貸与事業</b> <b>1,920万円</b> (2,167万円) ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、急な体調悪化等の緊急時に近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。
<b>前 年 度</b>		7億6,156万円	<b>2 外出支援サービス事業</b> <b>6,524万円</b> (6,275万円) 公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。
<b>差 引</b>		2,289万円	<b>3 中途障害者支援事業</b> <b>4億2,720万円</b> (4億1,976万円) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」へ運営費の補助を行います。 また、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	9,172万円	<b>4 高齢者等住環境整備事業等</b> <b>2億4,992万円</b> (2億3,449万円) 要介護・要支援認定を受けた高齢者等が安全に在宅生活を続けられるよう、専門スタッフが対象者の身体状況や生活状況に合わせた助言を行うとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成します。
	県	2,255万円	
	その他	853万円	
	市 費	6億3,876万円	

15	認知症施策の推進 ※ 12、13、14 の事業の再掲		<b>事業内容</b> 認知症施策推進計画（3～5年度）に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の支援体制整備の取組を進めます。
	本 年 度	3億1,304万円	<b>1 認知症支援事業〈拡充〉</b> <b>1億3,805万円</b> （1億2,462万円） 認知症キャラバンメイト・サポーターの養成、もの忘れ検診及び認知症疾患医療センターの運営を継続実施するほか、若年性認知症の相談支援を行う <u>若年性認知症支援コーディネーターを増配配置します。</u>
	前 年 度	2億8,249万円	<b>2 認知症初期集中支援推進事業</b> 〈再掲(P20)〉 <b>1億3,771万円</b> （1億3,074万円） 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。
	差 引	3,055万円	<b>3 認知症地域支援推進事業〈拡充〉</b> <b>1,802万円</b> （677万円） 認知症カフェの活動支援を行います。また、 <u>チームオレンジの取組をモデル実施します。</u>
	本年度の財源内訳	国	<b>4 地域で支える介護者支援事業</b> <b>1,926万円</b> （2,036万円） 介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。認知症への理解促進、高齢者虐待防止の普及啓発や関係機関の連携を推進します。また、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。
		県	
		その他	
		市 費	
1 億2,228万円		3,783万円	
3,983万円		1 億1,310万円	

16	高齢者の社会参加促進		<b>事業内容</b> <b>1 敬老特別乗車証交付事業</b>
	本 年 度	147億232万円	<b>136億7,896万円</b> （137億6,970万円） 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 <u>敬老特別乗車証のＩＣ化により正確な利用実態を把握します。</u>
	前 年 度	141億6,119万円	<b>2 老人クラブ助成事業等</b> <b>3億1,204万円</b> （3億1,178万円） 地域における高齢者相互の支えあいや、社会参加を促進するため事業費の助成を行います。
	差 引	5億4,113万円	<b>3 生きがい就労支援スポット運営等事業</b> <b>2,519万円</b> （2,537万円） 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向け金沢区・港北区の2か所で事業を実施します。
	本年度の財源内訳	国	<b>4 全国健康福祉祭参加事業〈拡充〉</b> <b>6億8,613万円</b> （5,434万円） <u>4年度は地元開催であるため、円滑な大会運営を行うとともに市内で2種目のスポーツ交流大会を開催します。</u>
		県	
		その他	
1 億3,422万円		386万円	
21億1,734万円		124億4,690万円	

		<b>事業内容</b>
17	介護人材支援事業	<p><b>1 新たな介護人材の確保〈拡充〉</b></p> <p><b>2 億646万円（1億7,834万円）</b></p> <p>新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。</p> <p>(1) 外国人介護人材受入促進セミナー実施事業 <b>〈新規〉</b> 外国人介護人材の受入れを検討する事業所を対象に、受入れを促進するためのセミナーを実施します。</p> <p>(2) 訪日前日本語等研修事業 本市で介護の仕事を希望する外国人を対象に、日本語能力や介護の知識などの研修を実施します。</p> <p>(3) 外国人と受入施設等のマッチング支援事業 等 海外において、本市で介護の仕事を希望する外国人を発掘し、マッチングを実施します。</p> <p>(4) 日本語学校学費補助事業 【基金】 介護福祉士を目指す留学生を受け入れる法人に日本語学校の学費を補助します。</p> <p>(5) 介護福祉士専門学校学費補助事業 専門学校等の学費を立て替えた介護事業者に学費を補助します。</p> <p>(6) 住居借上支援事業 新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に、住居の借上げのための経費を補助します。</p>
本年度の財源内訳	本 年 度	3億5,356万円
	前 年 度	3億1,804万円
	差 引	3,552万円
本年度の財源内訳	国	500万円
	県	1億6,350万円
	社会福祉基金	350万円
	市 費	1億8,156万円
	(7) 資格取得・就労支援事業（初任者研修） 等 市内介護事業所での就労を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修を実施し、研修の受講と就労を一体的に支援します。	
	(8) 訪問介護等資格取得支援事業 ホームヘルパー等を目指す市民を対象に研修費用を助成し、資格取得を支援します。	
	(9) 介護に関する入門的研修事業 介護人材の裾野を広げるため、介護に関する基本的な知識を身につけることができる「介護に関する入門的研修」をオンラインで実施します。	
	<b>2 介護人材の定着支援〈拡充〉</b>	<b>1億4,120万円（1億3,500万円）</b>
	介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。	
	(1) 受入施設担当者研修事業 <b>〈新規〉</b> 外国人介護人材の受入体制を推進するため、外国人介護人材受入施設等の職員を対象に研修を実施します。	
	(2) 訪日後日本語等研修事業 等	
	(3) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業	
	(4) 介護職員の宿舎整備事業	
	<b>3 専門性の向上</b>	<b>590万円（470万円）</b>
	介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。	
	(1) 認知症ケア技法に係るセミナーの実施 認知症ケア技法等の基本的な知識・技術取得のための介護職員向けセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。	
	(2) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業 等	

18	低所得者の利用者負担助成事業		<b>事業内容</b>
			介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
<b>1 社会福祉法人による利用者負担軽減</b>		<b>3,168万円</b> (3,332万円)	
社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。			
助成予定対象者数		1,044人	
本年度	1億6,406万円		
前年度	2億646万円		
差引	△ 4,240万円		
本年度の財源内訳	国	2,800万円	<b>2 介護サービス自己負担助成費</b>
	県	3,386万円	<b>1億3,238万円</b> (1億7,314万円)
	第1号保険料	1,673万円	収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。
	市費	8,547万円	助成の種類及び助成予定対象者数
			(1) 在宅サービス助成 884人
			(2) グループホーム助成 230人
			(3) 施設居住費助成 37人

19	地域密着型サービス推進事業		<b>事業内容</b>
			地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用を図るサービスの普及促進、サービスの質の確保及び向上を図る事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。
<b>1 地域密着型サービス事業所整備等事業</b>		<b>4億8,471万円</b> (4億4,416万円)	
小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所の整備に対する補助を行うとともに、民有地マッチング事業により、未整備圏域の解消を図ります。			
また、既存事業所の防災改修工事等に係る補助を行います。			
地域密着型サービス事業所整備費補助		13か所	
<b>2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業</b>		<b>2億485万円</b> (2億2,489万円)	
開設経費補助		16か所	
<b>3 地域密着型サービス事業所運営推進事業</b>		<b>424万円</b> (275万円)	
(1) 優れた自立支援の取組を行っている事業所の表彰			
(2) 事業者向けセミナー等の開催・サービス普及促進			
本年度の財源内訳	国	6,739万円	
	県	5億5,347万円	
	その他	5,366万円	
	市費	1,928万円	

		事業内容			
20	施設や住まいの整備等の推進	<b>1 特別養護老人ホーム整備事業</b> <b>44億5,669万円</b> (42億6,839万円) 介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの整備に対する助成を行います。			
		特別養護老人ホーム建設費補助			
		施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(ショート)
しゆ ん工 業	プレシャス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100(20)人	
	玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町	千成会	100(0)人	
	わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110(10)人	
	スマール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130(10)人	
	和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40(0)人	
		5か所	480人分	(4年度増分)	480(40)人
着工	常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200(18)人	
	けいあいの郷 永田山王台	南区永田山王台	敬愛	190(10)人	
	花のかなで	瀬谷区下瀬谷	湖成会	150(10)人	
	若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130(10)人	
	じょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29(10)人	
地域 密着	ハピネス都筑サテライト	都筑区池辺町	ファミリー	29(10)人	
		6か所	728人分	(5年度増分)	728(68)人
		<b>2 特別養護老人ホーム等改修事業〈拡充〉</b>			
		<b>4億3,379万円</b> (2億8,609万円)			
		既存施設に対し、居住環境改善のための改修費等の補助を行います。			
本年度の財源内訳	国	2億1,912万円			6か所
	県	45億332万円			7か所
	その他	6,601万円			4か所
	市 費	44億3,169万円			
		<b>3 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等〈拡充〉</b>			
		<b>35億9,016万円</b> (9億5,004万円)			
		特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等への開設準備経費を補助します。			
		また、介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入に必要な経費の補助を行います。			
		<b>4 高齢者施設等の非常用自家発電・換気設備改修事業等</b>			
		<b>2億9,701万円</b> (1億2,152万円)			
		高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備に要する費用について補助します。また、感染拡大を防止する観点から、換気設備の改修等に要する費用について補助します。			
		<b>5 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業</b>			
		<b>3億8,919万円</b> (3億7,544万円)			
		医療的ケアが必要な方を多く受入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入れを促進します。			
		<b>6 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業</b>			
		<b>5,330万円</b> (5,106万円)			
		特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関する情報を集約し、各区で個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」の運営費を補助します。			

# IV 障害者施策の推進

## 1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

	事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業【予算概要21】
	計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要23】
	自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
	補装具費	生活援護事業
	高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
地域生活支援事業関連	後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良くする社会福祉法人等とともに作っていきます。
	精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
	地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
	障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
	発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

## 2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。（財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。）

その他の主な事業	障害者自立生活アシスタンスト事業等 【予算概要21】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
	多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
	障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
	障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
	障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	障害者スポーツ文化センター管理運営事業 【予算概要29】	横浜ラボール及びラボール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
	障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
	こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
	依存症対策事業 【予算概要33】	横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、支援者向けガイドラインの作成や相談機能の強化、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者や家族等への支援を充実していきます。
	精神科救急医療対策事業【予算概要34】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

21	障　害　者　の 地　域　生　活　支　援　等		<b>事業内容</b> <u>本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。</u> <u>(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)</u>		
	本　年　度	185億6,489万円			
前　年　度		159億2,645万円			
差　引		26億3,844万円			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	64億5,772万円			
	県	31億9,886万円			
	その他	589万円			
	市　費	89億242万円			
<b>1 後見的支援推進事業</b>					
<b>あんしん 6億2,520万円 (6億4,576万円)</b>					
障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。					
また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)					
<b>2 障害者ホームヘルプ事業</b>					
<b>157億7,678万円 (131億1,422万円)</b>					
身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。					
また、重度障害者が大学等に修学する際に必要となる通学中の支援や、学校敷地内での移動や食事、排せつの介助など、大学等での体制が整うまでの期間、必要な支援を提供します。					
<b>3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業</b>					
<b>あんしん 2億1,699万円 (2億1,696万円)</b>					
一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。					
<b>4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉</b>					
<b>あんしん 1,425万円 (888万円)</b>					
医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、コーディネーターを担える人材を養成します。					
<b>5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業〈新規〉</b>					
<b>1,400万円 (0万円)</b>					
電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。それにより、自助力や防災意識を向上させ、災害時にも電源を確保できるよう支援します。					
<b>6 在宅障害児・者短期入所事業</b>					
<b>19億14万円 (19億3,348万円)</b>					
介護者の病気・事故等の理由により障害児者が介護を受けられないときに、一時的に施設等に入所し介護を受けることができる短期入所等のサービスを提供します。					
また、短期入所を実施する医療機関での強度行動障害児者の受入れを支援します。					
<b>7 障害者情報支援事業【基金】〈拡充〉</b>					
<b>1,753万円 (715万円)</b>					
障害者が障害福祉サービスを選択する際に必要な情報を支援するため、本市障害者施策全体の概要を掲載した冊子「障害福祉のあんない」を発行するとともに、アプリ版を開発し情報支援を強化します。					

22	障害者の地域支援の拠点		事業内容
	<b>1 多機能型拠点運営事業</b>	<b>あんしん</b>	<b>1億8,499万円</b> (1億8,623万円)
	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。 (3か所)		
	<b>2 障害者地域活動ホーム運営事業</b>		<b>58億6,172万円</b> (58億9,339万円)
	障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。		
	(41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)		
	<b>3 精神障害者生活支援センター運営事業</b>	<b>あんしん</b>	<b>12億8,640万円</b> (12億7,838万円)
本年度の財源内訳	国	27億8,675万円	統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。
	県	13億9,337万円	(指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区)
	その他	8万円	
	市 費	62億9,906万円	
	<b>4 地域活動支援センターの運営</b>	<b>あんしん</b>	<b>31億4,615万円</b> (30億8,363万円)
在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(4年度末見込み 136か所)			

23	障害者の相談支援		事業内容
	<b>1 障害者相談支援事業</b>		<b>8億5,753万円</b> (8億5,807万円)
	基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。		
	<b>2 計画相談・地域相談支援事業</b>		<b>10億566万円</b> (9億4,639万円)
	障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。		
	<b>3 発達障害者支援体制整備事業</b>	<b>あんしん</b>	<b>3,669万円</b> (3,660万円)
	発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。		

24	障　害　者　の 移　動　支　援		<b>事業内容</b> 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
			<b>1 福祉特別乗車券交付事業</b> <b>30億377万円</b> (29億3,043万円) 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
本 年 度		67億6,896万円	
前 年 度		68億9,689万円	
差 引		△1億2,793万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	8億2,329万円	
	県	4億1,164万円	
	その他	6,532万円	
	市 費	54億6,871万円	
<b>4 移動情報センター運営等事業</b>		<b>あんしん</b>	<b>1億5,731万円</b> (1億5,452万円)
移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。			
<b>5 障害者ガイドヘルプ事業</b>		<b>あんしん</b>	<b>21億1,031万円</b> (24億2,508万円)
重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。			
<b>6 障害者移動支援事業</b>		<b>あんしん</b>	<b>1億3,337万円</b> (1億4,607万円)
(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。			
(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。			
(3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。			
<b>7 障害者施設等通所者交通費助成事業</b>		<b>3億8,875万円</b> (3億9,658万円)	
施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
<b>8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業</b>		<b>あんしん</b>	<b>1,936万円</b> (1,932万円)
中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

25	障害者支援施設等 自立支援給付費		<b>事業内容</b> 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
	本 年 度	366億4,579万円	<b>1 主な障害福祉サービス</b> (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。
	前 年 度	325億1,776万円	(2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。
	差 引	41億2,803万円	(3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。
	国	183億1,631万円	(4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
	県	91億5,816万円	
	その他	2万円	
	市 費	91億7,130万円	<b>2 利用者数見込</b> 延べ16,484人 (月平均)

26	障害者グループホーム 設 置 運 営 事 業		<b>事業内容</b> <b>1 設置費補助</b>
	本 年 度	186億7,577万円	<b>1億7,886万円</b> (1億7,804万円) 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者 (過齢児) 移行相当分
	前 年 度	172億9,829万円	(2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
	差 引	13億7,748万円	<b>2 運営費補助等</b>
	国	74億3,784万円	<b>184億4,965万円</b> (170億7,359万円) グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 925か所 (A型2、B型923) うち新設44か所
	県	37億1,259万円	
	その他	—	
	市 費	75億2,534万円	<b>3 高齢化・重度化対応事業</b> <b>あんしん</b> <b>4,726万円</b> (4,666万円) 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。

27	障　　害　　者 施　　設　　の　整　備		<b>事業内容</b>
			<b>1 障害者施設整備事業 あんしん</b>
			<b>5,083万円 (6,058万円)</b>
	障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。		
	・多機能型拠点（設計費、工事費）		
	<b>2 松風学園再整備事業</b>		<b>10億1,509万円 (17億9,092万円)</b>
	入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事を完了し、B棟解体工事に着手します。		
	また、同園敷地の民設入所施設の運営を開始します。		
	<b>3 障害者施設安全対策事業〈拡充〉</b>		<b>1,824万円 (1,135万円)</b>
		利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等に要する費用を助成します。	
		また、 <u>緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。</u>	
		(1) 防犯対策 12施設	
		(2) ブロック塀等改修工事 1施設	
		(3) 非常用自家発電設備設置 1施設	

28	障　　害　　者　　の 就　　労　　支　　援		<b>事業内容</b>
			<b>1 障害者就労支援センターの運営</b>
			<b>3億51万円 (3億51万円)</b>
	障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。		
	また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。		
	・障害者就労支援センターの運営 9か所		
	<b>2 障害者共同受注センターの運営</b>		<b>2,045万円 (2,045万円)</b>
	横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。		
	<b>3 障害者の就労促進</b>		<b>1,483万円 (1,661万円)</b>
		障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等を開催します。	
		また、障害者就労への市民理解を促進するため、就労現場の紹介や障害者施設が作成した商品販売、就労啓発施設を活用した情報発信等を行うとともに、本市における優先調達の推進に取り組みます。	

29	障　害　者　の ス　ポ　ーツ　・　文　化		事業内容
	本　年　度	12億3,947万円	
	前　年　度	12億4,808万円	
	差　引	△861万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1億415万円	<b>1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組</b>
	県	4,150万円	障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。
	その他	42万円	<主な取組>
	市　費	10億9,340万円	(1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施

30	障　害　者　差　別　解　消　・ 障　害　理　解　の　推　進		事業内容
	本　年　度	3,605万円	
	前　年　度	4,075万円	<b>1 啓発活動</b> <b>465万円</b> (430万円)
	差　引	△470万円	幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	950万円	<b>2 情報保障の取組</b> <b>2,105万円</b> (2,633万円)
	県	475万円	聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置 (2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示 (全区)
	その他	—	(3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等
	市　費	2,180万円	<b>3 相談及び紛争防止等のための体制整備</b> <b>831万円</b> (826万円)

31	重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 ・ 更 生 医 療 事 業		事業内容
			<b>1 重度障害者医療費助成事業</b>
		<b>113億9, 634万円</b> (112億3, 124万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。	
(1) 対象者		次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く）	
(2) 対象者数見込		ア 被用者保険加入者 17, 208人 イ 国民健康保険加入者 17, 516人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23, 977人 計 58, 701人	
<b>2 更生医療給付事業</b>		<b>51億4, 362万円</b> (50億291万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。	
(1) 対象者		18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方	
(2) 対象者数見込		2, 111人	

32	こころの健康対策		事業内容
			<b>1 自殺対策事業〈拡充〉 7, 268万円</b> (6, 759万円) 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的な対策を推進します。
(1) 普及啓発・相談支援・人材育成〈一部再掲(P11)〉		普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。	
(2) 自死遺族支援、自殺未遂者支援		電話相談等による自死遺族の支援、自殺未遂者の初期対応にあたる職員を対象とした研修を実施します。	
(3) 市民意識調査の実施〈拡充〉		<u>5年度までの現横浜市自殺対策計画の見直しに向けた基礎調査として、市民意識調査を実施します。</u>	
<b>2 医療費公費負担事業</b>		<b>86億6, 814万円</b> (86億7, 434万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。	
<b>3 措置入院者退院後支援事業</b>		<b>3, 267万円</b> (3, 324万円) 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。	

		<b>事業内容</b>
33	依存症対策事業	3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発などの取組を拡充します。
本 年 度	6,429万円	<b>1 依存症対策の推進〈拡充〉</b>
前 年 度	6,252万円	<b>6,429万円 (6,252万円)</b> 依存症の早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげるため、幅広い領域の相談・支援者等が支援に活用可能な支援者向けガイドラインを作成します。さらに、メール相談の試行実施等、相談機能を強化します。併せて、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を充実していきます。
差 引	177万円	
本年度の財源内訳	国	3,251万円
	県	111万円
	その他	4万円
	市 費	3,063万円

		<b>事業内容</b>
34	精神科救急医療対策事業	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。
本 年 度	3億5,590万円	<b>1 精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P9)〉</b>
前 年 度	3億5,932万円	<b>3億5,590万円 (3億5,932万円)</b>
差 引	△342万円	
本年度の財源内訳	国	5,398万円
	県	701万円
	その他	22万円
	市 費	2億9,469万円

## V 生活基盤の安定と自立の支援

35	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。
	本 年 度	1,290億8,990万円	
	前 年 度	1,284億9,051万円	
	差 引	5 億9,939万円	
本年度の財源内訳	国	956億5,312万円	
	県	4,660万円	
	その他	14億2,677万円	
	市 費	319億6,341万円	
(2) 就労準備支援事業		すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に職場実習の場を提供し、就労意欲の喚起や一般就労に必要な基礎能力の形成を支援します。	
<b>3 生活困窮者自立支援事業</b> <一部再掲>		<b>15億1,408万円</b> (24億3,175万円)	
生活保護に至る前の段階や社会的に孤立している等の理由により、生活に困窮している方に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、包括的な相談支援を実施できる体制づくりに取り組みます。		相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。	
(1) 自立相談支援事業 <一部再掲(P11)>		コロナ禍で増加した生活にお困りの方の相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。	
地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。		(2) 住居確保給付金 <再掲(P11)>	
離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。		・支給見込件数 2,500件	
(3) 寄り添い型学習支援事業		貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。	

		<b>事業内容</b> ひきこもりの状態にある当事者やその家族等を支援します。また、地域で相談支援を行う関係機関の連携を強化するとともに、バックアップ体制を強化します。
36	ひきこもり支援	<p><b>1 当事者・家族支援〈拡充〉【基金】</b> <b>1,591万円</b> (1,820万円) 全年齢を対象とした市民向けのひきこもり相談専用ダイヤルを、5月下旬に開設します。 また、中高年向けのひきこもり相談窓口も同時に開設し、面接等による相談支援を行います。 相談者のニーズ理解や支援スキル向上のため、精神科嘱託医のコンサルテーションを実施します。 中高年のひきこもりに関する現状を把握し今後の施策に反映するため、市民生活実態調査を実施します。</p>
本 年 度	2,237万円	
前 年 度	2,226万円	
差 引	11万円	
本年度の財源内訳	国	1,494万円
	県	—
	その他	302万円
	市 費	441万円

		<b>事業内容</b> 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
37	援護対策事業	<p><b>1 寿地区対策</b> <b>6,405万円</b> (7,498万円) (1) 寿生活館運営事業 (2) 寿地区対策事業 (3) 寿福祉プラザ運営事業</p> <p><b>2 寿町健康福祉交流センター等の運営</b> <b>1億9,838万円</b> (2億515万円) 横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。</p>
本 年 度	14億7,875万円	
前 年 度	15億1,688万円	
差 引	△3,813万円	
本年度の財源内訳	国	8億8,636万円
	県	—
	その他	398万円
	市 費	5億8,841万円

38	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等医療費助成事業		<b>事業内容</b>
			<b>1 小児医療費助成事業</b>
	本 年 度	110億2,253万円	<b>93億4,080万円</b> (93億3,888万円) 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 0歳～中学3年生 (3歳以上所得制限あり)
	前 年 度	109億507万円	(2) 対象者数見込み 306,646人
	差 引	1億1,746万円	1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の人及び小学4年生以上は、通院1回500円までの負担があります (市民税非課税者は無料)。 ※院外薬局(薬代)及び入院は全額助成。
本年度の財源内訳	国	一	<b>2 ひとり親家庭等医療費助成事業</b>
	県	23億8,125万円	<b>16億8,173万円</b> (15億6,619万円) ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
	その他	7,049万円	(1) 対象者 (所得制限あり) ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
	市 費	85億7,079万円	(2) 対象者数見込 39,753人

39	後期高齢者医療事業 (後期高齢者医療事業費会計)		<b>事業内容</b>
			国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して運営します。
	本 年 度	900億325万円	<b>1 対象者</b> 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方
	前 年 度	844億5,384万円	<b>2 被保険者数</b> 518,433人 (3年度: 470,435人)
	差 引	55億4,941万円	<b>3 一部負担金割合</b> 原則1割。現役並み所得の方は3割。 <u>4年10月から、1割負担の中で一定以上の所得がある方は2割負担。</u> (現役並み所得の方は3割負担)
本年度の財源内訳	国	一	<b>4 保険料</b>
	県	一	<b>(1) 保険料率</b> <u>(2年毎改定、4年3月広域連合議会にて決定)</u> <u>均等割額 43,100円 (前年43,800円)</u> <u>所得割率 8.78% (前年8.74%)</u> ※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。
	保険料等	501億9,101万円	<b>(2) 保険料賦課限度額</b> 66万円 (前年64万円) ※政令改正
	市 費	398億1,224万円	

40	国保 (国民健康保険事業費会計)		<b>事業内容</b>																																				
			他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。																																				
本 年 度		3,201億3,429万円		<b>1 被保険者数</b> : <u>647,246人</u> (3年度: 670,256人) <b>世帯数</b> : <u>443,361世帯</u> (3年度: 463,294世帯)																																			
前 年 度		3,175億1,253万円		原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は2割 (現役並み所得者は3割)。																																			
差 引		26億2,176万円																																					
本年度の財源内訳	国	372万円		<b>3 保険料 (4年度予算) &lt;拡充&gt;</b>																																			
	県	2,173億5,232万円		<b>(1) 1人あたり年間平均保険料額</b> <u>112,310円</u> (3年度: 110,189円) ※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計 ※市費及び繰越金の繰入れを行い、保険料負担を緩和																																			
	保険料等	749億994万円		<b>(2) 保険料賦課限度額 ※政令改正</b>																																			
	市 費	278億6,831万円		・医療給付費分: 65万円 (3年度: 63万円) ・後期支援金分: 20万円 (3年度: 19万円) ・介護納付金分: 17万円 (3年度同)																																			
<b>(3) 未就学児に係る均等割額の減額 ※政令改正 &lt;新規&gt;</b>																																							
国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険に加入する未就学児を対象に4年度から均等割額の5割を減額(軽減措置)します。																																							
<b>&lt;保険料率の比較&gt; ※4年度は見込み料率</b>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">賦課割合</th> <th colspan="2">医療給付費分率</th> <th colspan="2">後期支援金分率</th> <th colspan="2">介護納付金分率</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>35,120円</td> <td>7.51%</td> <td>10,600円</td> <td>2.26%</td> <td>14,980円</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>34,430円</td> <td>7.36%</td> <td>10,430円</td> <td>2.24%</td> <td>14,710円</td> <td>2.65%</td> </tr> </tbody> </table>						賦課割合		医療給付費分率		後期支援金分率		介護納付金分率		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	4年度	40%	60%	35,120円	7.51%	10,600円	2.26%	14,980円	2.90%	3年度	40%	60%	34,430円	7.36%	10,430円	2.24%	14,710円	2.65%
	賦課割合		医療給付費分率			後期支援金分率		介護納付金分率																															
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割																															
4年度	40%	60%	35,120円	7.51%	10,600円	2.26%	14,980円	2.90%																															
3年度	40%	60%	34,430円	7.36%	10,430円	2.24%	14,710円	2.65%																															
※低所得者軽減該当世帯: 世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。																																							
<b>4 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業 &lt;拡充&gt;</b>																																							
<b>24億6,651万円 (23億513万円)</b>																																							
<b>(1) 特定健康診査・特定保健指導 (対象者: 495,000人) &lt;拡充&gt;</b>																																							
特定健康診査の自己負担額の無料化を継続します。 また、これまでの特定健診未受診者への個別勧奨に加え、新たに特定保健指導未利用者に対しても対象者特性に合わせた個別勧奨を行います。																																							
<b>(2) 第3期データヘルス計画等 (6~11年度) の策定に向けた分析等 &lt;新規&gt;</b>																																							
特定健康診査の結果やレセプト等の健康・医療情報を活用し、第3期データヘルス計画等の策定に向けたデータ分析等を実施します。																																							

# VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

41	市民の健康づくりの推進	<b>事業内容</b> <u>健康横浜21に基づき、「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野の取組を充実させ、企業や地域等と連携した健康づくりを進めます。</u> <u>また、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策等に取り組み、健康寿命延伸を目指します。</u>			
		本 年 度	6億7,863万円		
前 年 度		7億1,183万円			
差 引		△ 3,320万円			
本年度の財源内訳	国	1億4,413万円			
	県	921万円			
	その他	9,803万円			
	市 費	4億2,726万円			
医療局予算 472万円含む					
<b>2 よこはま健康アクション推進事業</b>		<b>1億3,615万円（1億3,140万円）</b>			
健康横浜21の取組のうち、特に重点的に進める取組として、関連する施策と連携して推進します。また、企業と連携した健康づくりを推進します。					
(1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進（医療局予算含む）					
(2) 生活保護受給者等への健診受診勧奨、保健指導など健康管理支援の実施					
(3) 従業員の健康づくりに取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」の推進					
<b>3 よこはま健康スタイル推進事業</b>		<b>4億3,730万円（4億6,758万円）</b>			
(1) よこはまウォーキングポイント事業					
スマホアプリや歩数計を活用し、日常生活の中で手軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことで、運動習慣の定着化を目指します。ウェアラブル端末からの歩数連携等アプリの利便性向上に取り組むとともに、引き続き事業効果の検証に取り組みます。					
(2) よこはまシニアボランティアポイント事業（再掲(P19)）					
<b>4 受動喫煙防止対策事業</b>		<b>1,800万円（2,375万円）</b>			
飲食店向けの説明機会の拡充、店舗への巡回や通報に基づく現地確認を通じて事業者に働きかけ、健康増進法に定められた受動喫煙防止対策が順守される環境づくりを推進します。					
また、法の趣旨や内容について広く周知啓発を実施し、受動喫煙防止に対する市民意識の向上に取り組みます。					

42	がん検診事業	事業内容																												
		<b>1 各種がん検診 37億1,660万円 (46億3万円)</b> <u>早期発見・早期治療の促進を図るため、市内の医療機関及び区福祉保健センター等で市民の受診機会を確保し、各種がん検診を実施します。</u> (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺(PSA))																												
本年度		40億3,141万円																												
前年度		49億2,684万円																												
差引		△8億9,543万円																												
本年度の財源内訳	国	1億1,924万円																												
	県	-																												
	その他	107万円																												
	市費	39億1,110万円																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">胃がん検診 エックス線 内視鏡</td> <td>50歳以上 (2年度に1回)</td> <td>12,000人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,000人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>128,000人</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>108,000人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>57,600人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>160,000人</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診 (P S A検査)</td> <td>50歳以上の男性 (年度に1回)</td> <td>74,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>557,600人</td></tr> </tbody> </table>					区分	対象	4年度	胃がん検診 エックス線 内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	12,000人		18,000人	肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	128,000人	子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	108,000人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	57,600人	大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	160,000人	前立腺がん検診 (P S A検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	74,000人	計		557,600人
区分	対象	4年度																												
胃がん検診 エックス線 内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	12,000人																												
		18,000人																												
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	128,000人																												
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	108,000人																												
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	57,600人																												
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	160,000人																												
前立腺がん検診 (P S A検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	74,000人																												
計		557,600人																												
<b>2 受診率向上への取組</b>																														
<p><b>(1) 大腸がん検診の自己負担額の無料化 9,600万円 (1億800万円)</b>  <u>引き続き、本市のがんり患者数1位の大腸がんについて、検診受診者の自己負担額を無料とします。</u></p>																														
<p><b>(2) 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,086万円 (2,086万円)</b>      妊婦の方は、産婦人科を定期的に受診し、子宮頸がんり患者率の高まる年齢の方が大部分を占め、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配付する健診券綴の中に、引き続き子宮頸がん検診無料クーポン券を追加します。</p>																														
<p><b>(3) 個別通知の送付等による受診勧奨 1億9,795万円 (1億9,795万円)</b></p> <p>(ア) がん検診の受診勧奨通知 &lt;対象人数&gt; 約193万人      国において受診率向上効果が認められている個別勧奨通知について、受診を習慣づけるようなキャッチフレーズを掲載するなど、行動経済学的知見を取り入れた内容とし、対象年齢（21歳から69歳まで）の方へ送付します。</p> <p>(イ) 検診開始年齢の方への無料クーポン券の送付 &lt;対象人数&gt; 約4万4,000人      検診の初回受診率を高めることを狙いとして、検診開始対象年齢となる子宮頸がん検診（20歳）及び乳がん検診（40歳）の方に対して、無料クーポン券を送付します。</p>																														

		<b>事業内容</b>
43	予防接種事業	感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関等において実施します。
本年度	121億7,296万円	<b>1 こどものための予防接種事業〈拡充〉</b> <b>101億188万円 (77億4,159万円)</b>
前年度	97億9,831万円	<b>(1) 定期予防接種〈拡充〉</b> 100億9,988万円 (77億3,959万円) 四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、 ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、 麻しん風しん混合、BCG、水痘(水ぼうそう)、 日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチン の11種類の予防接種を引き続き実施します。 なお、 <u>国の通知に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開します。また、勧奨が差し控えられていた期間に接種の機会を逃した方への救済措置を実施します。</u>
差引	23億7,465万円	
本年度の財源内訳		<b>(2) 骨髄移植等により免疫を失った方への再接種費用助成</b> 200万円 (200万円) 骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたお子さんに対し、予防接種費用を助成します。
国	1億6,811万円	<b>2 高齢者のための予防接種事業</b> <b>14億9,078万円 (14億5,943万円)</b>
県	2,197万円	<b>(1) 肺炎球菌ワクチン</b> 2億2,763万円 (2億408万円) 高齢者の肺炎球菌による疾病的発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額: 3,000円)
その他	6万円	<b>(2) 季節性インフルエンザワクチン</b> 12億6,315万円 (12億5,535万円) 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 (自己負担額: 2,300円)
市費	119億8,282万円	<b>3 風しんの感染拡大防止対策事業</b> <b>5億8,030万円 (5億9,729万円)</b>
		<b>(1) 成人男性への予防接種(第5期定期予防接種)</b> 4億4,752万円 (4億6,507万円) これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、陰性の方に予防接種を実施します。(自己負担額: 無料)
		<b>(2) 妊婦のパートナー等を対象とした予防接種</b> 1億3,278万円 (1億3,222万円) 「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。 (自己負担額: 抗体検査無料、予防接種3,300円)

44	<b>感染症・食中毒対策事業等</b>		<b>事業内容</b> 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。	
本 年 度		4 億4, 959万円	<b>1 感染症・食中毒対策事業 4, 773万円 (4, 344万円)</b> 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。	
前 年 度		4 億5, 283万円		
差 引		△324万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億6, 376万円		
	県	—		
	その他	14万円		
	市 費	2 億8, 569万円		
<b>2 感染症発生動向調査事業 5, 607万円 (6, 016万円)</b> デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋げます。				
<b>3 結核対策事業〈拡充〉 2億3, 161万円 (2億3, 278万円)</b> 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに患者の医療費を負担します。 (1) 接触者健診・管理検診の実施 (2) 私立学校等健診費補助〈 <u>拡充</u> 〉 外国出生結核患者の増加を踏まえ、 <u>補助対象施設に日本語学校等を追加することにより、結核対策の充実を図ります。</u> (3) 医療費支払 (4) 感染症診査協議会開催				
<b>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6, 041万円 (6, 122万円)</b> H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図るため、土日夜間を含めたエイズに関する相談・検査・医療体制を整備します。				
<b>5 新型インフルエンザ等対策事業 5, 377万円 (5, 523万円)</b> (1) 発生時に患者を受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を確保します。 (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局等で備蓄します。 (3) 地域中核病院等で、発生時を想定した帰国者・接触者外来訓練を実施します。 (4) 発生時に備え「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。 (5) 市民に対し、正しい知識や発生時の予防策等についての啓発を行います。				

45	衛 生 研 究 所 運 営 事 業		<b>事業内容</b>
			保健所等と連携して、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒等の検体及び食品等についての各種試験検査を行うとともに、検査に関連する調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。
本 年 度		2億4,941万円	<b>1 管理費</b> <b>1億3,455万円</b> (1億4,133万円) 試験検査業務等が正確かつ円滑に実施できるよう、衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。
前 年 度		2億5,482万円	<b>2 試験検査費</b> <b>3,990万円</b> (4,062万円) 保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。
差 引		△541万円	<b>3 試験検査機器維持整備事業費</b> <b>6,239万円</b> (6,286万円) 試験検査に必要な機器の整備を行い、検査の迅速性、信頼性を図ります。
本年度の財源内訳	国	158万円	<b>4 調査研究・研修指導事業</b> <b>366万円</b> (366万円) 試験検査業務に関連して、技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を行います。
	県	33万円	<b>5 感染症・疫学情報提供等事業</b> <b>811万円</b> (488万円) 感染症の発生状況を国へ報告するとともに、感染症の情報を医療機関や市民に情報提供します。
	その他	361万円	<b>6 ヘルスデータ活用事業</b> <b>80万円</b> (147万円) 疾病や健康に関連したデータや健診データ等を分析・把握し、本市の事業評価を支援します。
	市 費	2億4,389万円	

46	医 療 安 全 の 推 進		<b>事業内容</b>
			<b>1 医療安全支援センター事業</b> <b>1,789万円</b> (1,397万円) (1) 医療に関する相談に対し、当事者間の問題解決を中心的立場で支援する相談窓口を運営します。 (2) 患者サービス向上や医療安全管理体制確保、市民と医療機関のコミュニケーション向上を目的に、医療従事者向け研修会や市民向け講演会を行います。
本 年 度		7,922万円	<b>2 薬務事業</b> <b>1,505万円</b> (1,411万円) (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。また、これら業種に関する申請・届出について、手数料の納付を含めた電子化を4年度に開始します。 (2) 大麻や覚醒剤等の薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向けの啓発を実施します。 (3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
前 年 度		6,314万円	<b>3 医療指導事業</b> <b>4,628万円</b> (3,506万円) 医療法に基づく市内医療機関への立入検査（医療監視）や、医療機関及び医療法人等への許認可等を通じて、適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。 また、法定の医療統計調査を外部委託により実施するほか、病院・診療所の手数料納付について電子化します。
差 引		1,608万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,987万円	
	市 費	4,935万円	

47	食の安全確保事業		<b>事業内容</b> 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止するとともに、食品の適正表示を推進して食の安全・安心を確保します。
	本 年 度	2億5,881万円	<b>1 食品衛生監視指導等事業</b> 8,161万円 (7,558万円) (1) 食品関係施設に対して、H A C C P 実施状況の確認等の監視指導を実施します。 (2) 食品関係事業者の利便性向上のため、電子申請による営業許可事務の手続を開始します。 (3) e ラーニングにより実施している衛生講習会の内容を更新して充実を図ります。
	前 年 度	2億6,473万円	<b>2 食の安全強化対策事業</b> 5,794万円 (6,597万円) 発生件数が多いカンピロバクター やノロウイルス等の食中毒、食物アレルギー等の健康危害を防止するため、食品関係施設の監視指導や流通食品等の検査を実施します。
	差 引	△592万円	<b>3 食品の放射性物質検査事業</b> 693万円 (853万円) 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
	本年度の財源内訳	国 県 その他 市 費	<b>4 市場衛生検査所運営事業</b> 1億1,233万円 (1億1,465万円) 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
		199万円 — 1億6,977万円 8,705万円	

48	快適な生活環境の確保事業		<b>事業内容</b> 環境衛生関係施設の衛生を確保します。また墓地等の許可について厳格な審査を行います。
	本 年 度	6,952万円	<b>1 環境衛生監視指導等事業</b> 5,341万円 (5,209万円) (1) ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。 (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出受付事務や指導を実施します。 (3) 墓地等の経営許可については、専門の有識者による財務状況の審査会を適切に開催します。
	前 年 度	7,022万円	<b>2 建築物衛生、居住衛生対策事業</b> 984万円 (1,042万円) レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時に感染原因究明等を行います。
	差 引	△70万円	<b>3 生活環境対策事業</b> 86万円 (158万円) ネズミ・トコジラミ等による被害を防止するための啓発や相談対応等を行います。 デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の発生防止のための啓発や相談対応等を行います。
	本年度の財源内訳	国 県 その他 市 費	<b>4 災害時生活用水確保事業</b> 541万円 (613万円) 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を行います。
		— — 1,158万円 5,794万円	

49	動物の愛護及び 保護管理事業		<b>事業内容</b> 収容した犬猫の返還や譲渡を一層推進するとともに、終生飼養や動物愛護に係る普及啓発事業を進めます。
	本 年 度 1億8,620万円		<b>1 動物愛護センター運営事業</b> <b>2,924万円 (3,086万円)</b> 動物愛護の普及啓発の拠点として、より多くの方にご利用いただける施設にしていきます。
前 年 度 1億8,542万円		<b>2 動物愛護普及啓発事業【一部基金】</b> <b>2,554万円 (2,875万円)</b>	
差 引 78万円		(1) 災害時のペット対策として、同行避難訓練の取組等の啓発を推進します。 (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助を行うとともに、地域猫支援事業を推進します。 (3) 動物愛護思想、終生飼育や適正飼育の普及啓発等を推進します。	
本年度の財源内訳	国 3万円	<b>3 動物保護管理事業</b> <b>6,249万円 (6,296万円)</b> 収容した犬猫の情報をSNS等で発信し、返還及び譲渡を推進します。また、特定動物の飼養者や動物取扱事業者に対し、適正な飼養管理を確認するための立入調査、指導を実施します。	
	県 一		
	その他 1億2,856万円		
	市 費 5,761万円	<b>4 狂犬病予防事業</b> <b>6,893万円 (6,285万円)</b> 犬の登録と狂犬病予防注射の接種を推進します。	

50	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		<b>事業内容</b>
	本 年 度 60億3,003万円		<b>1 難病対策事業</b> <b>54億5,691万円 (48億8,175万円)</b> 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、以下の事業等を実施します。 (1) 特定医療費（指定難病）助成事業 指定難病に罹患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。
前 年 度 54億6,300万円		<b>2 公害健康被害補償事業等</b> <b>5億3,820万円 (5億4,330万円)</b> 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、公害健康被害者・遺族に対する補償費の給付や健康増進に必要な事業を実施します。 また、石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。	
差 引 5 億6,703万円		<b>3 公害被害者救済事業費会計</b> <b>3,492万円 (3,795万円)</b> 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。	
本年度の財源内訳	国 26億5,073万円		
	県 一		
	その他 5億3,770万円		
	市 費 28億4,160万円		

51	斎場・墓地管理 運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		<b>事業内容</b>
			<b>1 斎場運営事業 19億7,013万円</b> (18億8,119万円) 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、市営斎場の残骨灰売扱収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。
本 年 度		49億6,323万円	<b>2 民営斎場使用料補助事業 3,114万円</b> (3,111万円) 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。
前 年 度		42億8,720万円	<b>3 墓地・靈堂事業 2億2,386万円</b> (2億1,914万円) 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山靈堂の管理運営を行います。
差 引		6億7,603万円	<b>4 市営墓地危険箇所対策事業 6,153万円</b> (6,153万円) 市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等対策強化に取り組みます。
本年度の財源内訳	国	—	<b>5 新墓園運営事業 10億9,578万円</b> (10億2,930万円) メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。また、日野こもれび納骨堂の使用者募集を行います。
	県	—	
	その他	24億2,684万円	
	市 費	25億3,639万円	
<b>6 市営墓地整備事業</b>		<b>11億5,950万円</b> (6億9,600万円)	
(1) 舞岡地区新墓園		10億5,300万円 (6億1,500万円)	
公園型墓園を整備するための造成工事等を行います。			
(2) 大規模施設跡地等墓地整備		1億650万円 (8,100万円)	
深谷通信所跡地での環境影響評価の手続等を進めます。			
<b>7 東部方面斎場(仮称)整備事業</b>		<b>4億2,129万円</b> (3億6,893万円)	
将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。			
(1) 整備火葬炉数			
16炉 (本炉15炉、予備炉1炉)			
(2) 実施内容		実施設計、周辺工事等	

# 外郭団体関連予算一覧

(単位 : 千円)

団体名	区分	3年度	4年度	増△減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	216,141	209,361	△ 6,780	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	216,141	209,361	△ 6,780	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	3,890,892	3,837,844	△ 53,048	
	委託料	1,910,980	1,911,440	460	
	計	5,801,872	5,749,284	△ 52,588	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,437,896	1,449,688	11,792	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,509,691	1,506,993	△ 2,698	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センター「ウィング横浜」の運営
	計	2,947,587	2,956,681	9,094	
障害者支援センター	補助金	2,452,996	2,388,156	△ 64,840	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	401,289	404,447	3,158	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	2,854,285	2,792,603	△ 61,682	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,601	2,592	△ 9	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	1,015,906	1,035,259	19,353	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	1,018,507	1,037,851	19,344	
合 計		10,066,841	9,999,545	△ 67,296	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこうふくし